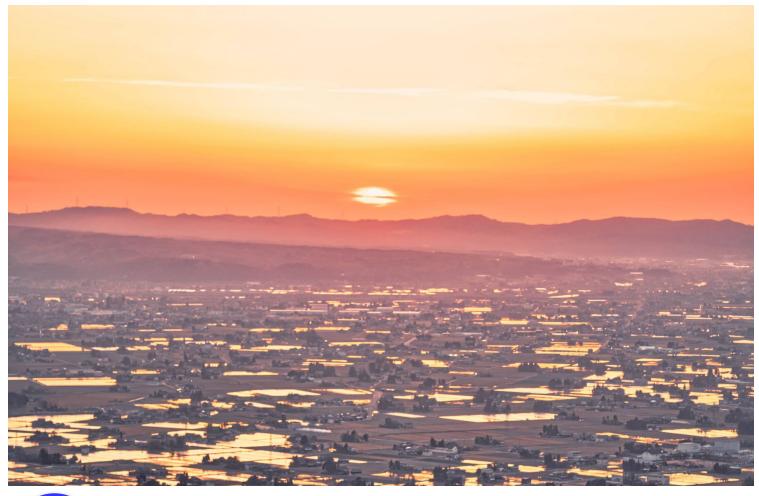
総務省公害等調整委員会



令和5年 **2月** 

第112号



特集

50年を迎えた公害等調整委員会

写真やデータで振り返る公害等調整委員会の 50 年 (第3回) 公害等調整委員会設立 50 周年記念シンポジウム (第3回)

周知活動

法曹関係の皆様への周知活動について

全国の公害苦情受付状況

令和3年度公害苦情調査結果報告

誌上セミナー

振動について

第4回 振動に関わる苦情の対策・対応・対処

ネットワーク

がんばってまーす

公害解決を通して「散居村」を守る [富山県砺波市] お呼びとあらば、すぐ参ります 「山口県岩国市]



となみチューリップフェア (写真提供:富山県砺波市)



名産品のゆず (写真提供:富山県砺波市)

# Contents

2 特集 50 年を迎えた公害等調整委員会

写真やデータで振り返る公害等調整委員会の 50 年(第3回) 公害等調整委員会設立 50 周年記念シンポジウム(第3回)

公害等調整委員会事務局

18 法曹関係の皆様への周知活動について

~各地の弁護士会、裁判所等に対し、通知文の発出や講演等を実施しています~ 公害等調整委員会事務局

21 誌上セミナー「振動について」 第4回 振動に関わる苦情の対策・対応・対処

内田技術事務所(元飛島建設技術研究所) 内田 季 延

31 令和3年度公害苦情調査結果報告

公害等調整委員会事務局



岩国城 (写真提供:山口県岩国市)



錦川鉄道 (写真提供:山口県岩国市)

# <ネットワーク>

- 35 がんばってまーす
  - \*公害解決を通して「散居村」を守る

富山県砺波市市民生活課主事 沢辺 大輔

\*お呼びとあらば、すぐ参ります

山口県岩国市環境部環境保全課主任石川真一

- 39 公害等調整委員会の動き(令和4年10月~12月) 公害等調整委員会事務局 ※
- 44 都道府県公害審査会の動き(令和4年10月~12月) 公害等調整委員会事務局 ※

•「※」印の記事は転載自由です。

# 表紙の写真 夕焼けと散居村 <関連:35ページ>(写真提供:富山県砺波市)

砺波平野の集落は「散居村」と呼ばれるように個々の農家が点在し、農家の周りに保有する田畑が集まっています。それぞれの農家は屋敷林と呼ばれる木々で囲まれ、これらは小さな森としての機能を持っています。この「散居村」は日本でも数えるほどしかなく、また砺波平野の「散居村」は日本でも最大級の規模を誇っています。この地方では屋敷林は「カイニョ」と呼ばれ、冬の冷たい季節風や吹雪、夏の日差しなどから家や人々の暮しを守ってくれます。

# 写真やデータで振り返る 公害等調整委員会の 50 年

第3回 平成10年代~現在

公害等調整委員会事務局

■公害等調整委員会の50年の歩みを、写真やデータから振り返ります。 最終回となる第3回では、主に、平成10年代~現在までをご紹介します。

#### 1 平成から令和へ

平成 10 年代頃から、我が国では経済情勢の変化、IT 技術の発達による電子化の進展、地方分権改革の推進などがありました。

#### 公害紛争処理制度の改正

公害等調整委員会では、制度利用の利便性の向上、行政の業務改革、規制改革の一環として、公 害等調整委員会の審問廷以外における期日(現地期日)の要件を緩和(平成21年5月)したほか、 裁定委員会が認めた場合、一定の書面について電子メールを利用して提出できることとしました

(平成 28 年 1 月)。また、公害等調整委員会や都道府 県公害審査会等への申請書などにおける押印を不要と しました(令和 3 年 1 月及び 2 月)。

さらに、地域の自主性・自立性を高めるための改革の一環として、公害審査会を置かない都道府県では、公害審査委員候補者の委嘱期間について、従来の毎年委嘱(1年)から、1年から3年までの期間としました(令和2年6月)。



(写真)裁定の審問期日(イメージ)(公害等調整委員会撮影)

#### 参考 ・機関誌「ちょうせい」第 109 号「公害紛争処理制度とその進展」

https://www.soumu.go.jp/main content/000816263.pdf



#### 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、公害等調整委員会においても審問期日や現地調査の延期、都道府県や市区町村の公害関連部局職員を対象とするブロック会議等の一時中止など、大きな影響がありました。

(資料・写真)

オンライン開催されたブロック会議(令和4年度)

## 2 公害等調整委員会が取り扱った主な事件

#### 公害紛争事件の傾向

平成 10 年代頃から現在まで、新規受付事件数は以前より増加傾向に転じています。複数府県にまたがる県際事件、原因究明に時間を要した事件など、大規模な事件もありました。



## 豊島 産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件

平成5年11月、香川県土庄町豊島に長期間にわたり大量の産業廃棄物が不法投棄されたとして、豊島の住民549人(後に参加申立てを行った111人を含む)から、香川県、同県職員2人、不法投棄を行った廃棄物処理業者等を相手方として、一切の産業廃棄物を撤去すること、連帯して申請人ら各自に対し金50万円を支払うことを求める調停申請がなされました。

多額の国費を投じた職権調査等の結果、本件処分地に残された 廃棄物の量や分布、地下水への影響等の実態が把握されました。 不法投棄を行った事業者が事実上廃業している状況下で、香川県 が本調停の主な相手方となり、6年以上に及ぶ話合いを重ね、産 業廃棄物及び汚染土壌を搬出し処理すること、地下水を浄化する こと等が合意され、平成12年6月に調停が成立しました。





なお、公害等調整委員会は、現在も調停条項に 基づく措置の実施状況をフォローしています。

(写真・位置図)

左上 ;不法投棄された産業廃棄物 右中央;豊島及び直島の位置図

注)直島に中間処理施設が建設されました

左下 ;公害調停成立 写真・位置図提供:香川県

#### 参考 ·公害等調整委員会 HP「豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件」

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/teshima.html

・機関誌「ちょうせい」第 110 号 元公害等調整委員会審査官が語る「豊島産業廃棄物不法投棄事件」

https://www.soumu.go.jp/main\_content/000668613.pdf

・平成 12 年度 公害等調整委員会年次報告

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/260605/www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/nenji-12/menu.html



(写真) 排砂中の出し平ダム

# 富山県黒部川河口海域における出し 平 ダム排砂 漁業被害原因裁定嘱託事件

平成 16 年 8 月、公害紛争処理法第 42 条の 32 第 1 項 に基づき、富山地方裁判所から公害等調整委員会に原因 裁定を求める嘱託がありました。

黒部川河口以東の海域で刺し網漁業及びワカメ栽培業を営む漁民並びに栽培組合(原告ら)の漁獲量が、平成4年以降継続的に減少しているのは、電力会社(被告)が平成3年12月から継続して出し平ダムのダム底に堆積した土砂を黒部川に排砂したことにより、黒部川河口

海域に拡散、堆積し、魚類や海草類の生育環境を破壊したことによるものであるかについて、原因 裁定を求めるというものでした。

公害等調整委員会は、14回の審問期日を開催し、専門的事項を調査するために必要な専門委員を 選任し、現地調査等を実施する等して審理を進めた結果、平成 19 年 3 月、原告側の主張を一部認 容する裁定を行い、本事件は終結しました。

- 参考 ・公害等調整委員会 HP「富山県黒部川河口海域出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件」 https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/toyama16\_3.html
  - ・機関誌「ちょうせい」第 102 号 担当審査官が語る「富山県黒部川河口海域における出し平ダム 排砂漁業被害原因裁定嘱託事件について|

https://www.soumu.go.jp/main\_content/000702285.pdf

• 平成 18 年度 公害等調整委員会年次報告 https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/260605/www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/nenji-18/menu.html



(写真) 汚染源掘削調査により発見された コンクリート様の塊(平成 17 年 1 月 27 日撮影)

# 神栖市 におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

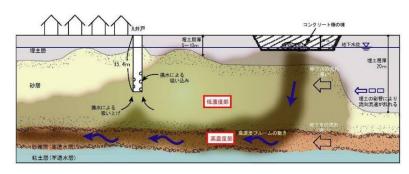
平成 18 年 7 月、茨城県神栖市等の住民 39 人(後に参加申立てを行った 5 人を含む) から、 国及び茨城県を相手方として責任裁定を求め る申請がありました。

申請人らの健康被害、財産及び精神的損害 は、居住する地区の井戸水から検出された有 機ヒ素化合物によるものであり、その原因は、

旧日本軍が第二次世界大戦中に保有した毒ガスないし毒ガス原料が、戦後投棄されたことにあるところ、国には、毒ガス原料等の高度な法的管理保管義務の不履行があり、県には、平成 11 年に近傍の井戸において高濃度の有機ヒ素化合物が検出されていたことを把握していたにもかかわらず必要な調査等を怠った規制権限不履行があるとして、連帯して、各申請人に対する損害賠償金 300 万円の支払を求めたものです。

公害等調整委員会は、17回の審問期日を開催するとともに、専門的事項を調査するために必要な専門委員を選任し、現地調査、健康調査、参考人尋問等を実施するなど手続を進めた結果、平成24年5月、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

注)調査の結果、有毒物質を含む汚染源は平成5年6月頃に投棄されたと推認されました。



(井戸周辺の汚染メカニズムの模式図) 出典:

「ジフェニルアルシン酸による健康影響について~茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染~」(2021年3月)(環境省、茨城県、神栖市)※前ページ写真も同じ

- 参考・公害等調整委員会 HP「神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件」 https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/kamisu hiso.html
  - ・機関誌「ちょうせい」第 99 号「座談会:神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請 事件」

https://www.soumu.go.jp/main\_content/000653628.pdf

· 平成 24 年度 公害等調整委員会年次報告 https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/nenji/H24nendo\_menu.html



# 【国土交通省公表資料をもとに 公害等調整委員会事務局が作成】

#### 東京国際空港航空機騒音調停申請事件

平成28年9月、東京国際空港(羽田空港)近隣において事業を営む法人5名から、国土交通大臣を相手方として、離着陸する航空機を増便する旨の策定の計画案が実現すると、南風運用時の15時から19時までの間、A滑走路の北側から航空機の着陸が行われ、騒音等による被害が生じるとして、A滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと、損害賠償金合計5億円を支払うこと、予備的に、一切の航空機に対しA滑走路の北側からの着陸を許可又は指示しないことを求める調停申請がなされました。

公害等調整委員会は、18回の調停期日を開催するとともに、計画案が実現した場合の状況を推測するために、 大阪国際空港(伊丹空港)周辺において現地調査を実施

するなど手続を進めた結果、令和2年1月、調停が成立し、本事件は終結しました。

#### 参考 ・令和元年度 公害等調整委員会年次報告

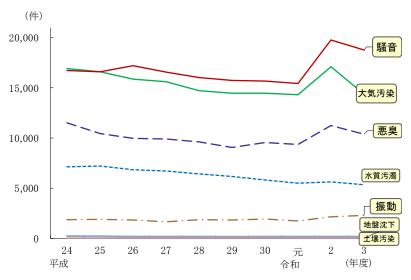
https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/nenji/R1nend\_menu.html

・機関誌「ちょうせい」第 101 号「東京国際空港航空機騒音調停申請事件の終結について」 https://www.soumu.go.jp/main\_content/000686970.pdf

#### 3 地方自治体が受け付けた公害苦情相談

#### 公害苦情相談の傾向

地方自治体が受け付けた典型7公害の苦情相談について、直近10年間(平成24年度~令和3年度)では次の傾向が見られます。



#### (1)受付件数

直近 10 年間の年度平均は 50,801 件です。

平成24年度の54,377件から減少傾向が続き、令和元年度は46,555件でしたが、令和2年度は56,123件となり約1万件増加、令和3年度は51,395件となり前年度に比べ減少するなどの変動がみられました。

#### (2)公害の種類別

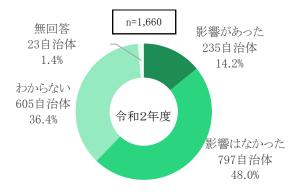
直近 10 年間の年度平均の受付件 数を公害の種類別にみると、騒音 16,848件(33.2%)、大気汚染 15,447

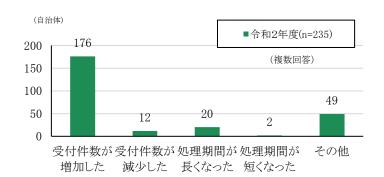
件 (30.2%)、悪臭 10,104 件 (19.9%) となり、3 公害で 42,399 件 (83.5%) となっています。この 3 公害は、直近 10 年間を通じて上位を占めており、受付件数の増減に大きな影響を与えています。

#### 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年度の公害苦情処理における新型コロナウイルス感染症の影響について、地方自治体に対するアンケート調査を実施しました。

その結果、新型コロナウイルス感染症の「影響があった」と回答したのは 235 自治体 (14.2%) でした。また、その影響の内容を尋ねたところ、「受付件数が増加した」が最も多く 176 自治体となっています。





#### 参考 ・令和3年度公害苦情調査

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-r3\_index.html

· 令和 2 年度公害苦情調査

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-r2\_index.html

・機関誌「ちょうせい」第 108 号「市町村等の公害苦情相談窓口では公害苦情の迅速な解決に取り組んでいます」

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/108 r2kujyou.html

## 4 略年表

平成10年代から現在まで、関係する主なできごとは次のとおりです。

年 月	事項
平成5年11月	○豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件を受付(平成 12 年 6 月調停成立により終結)
平成 16 年 8 月	○富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件を受付(平成19年3月一部認容する裁定により終結)
平成 18 年 7 月	○神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件を受付 (平成 24 年 5 月 一部認容する裁定により終結)
平成 21 年 5 月	公害紛争の処理手続等に関する規則(昭和 47 年公害等調整委員会規則第 3 号、以下「規則」という。)の一部改正により、現地期日の要件緩和公害等調整委員会の審問廷以外における期日の開催等の手続を行うことができる要件が「やむを得ない理由があるとき」から「相当と認めるとき」に緩和された。
平成 28 年 1 月	規則の一部改正により、公害紛争処理手続の一部を電子化 裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールを利用して提出 できるようにされた。
平成 28 年 9 月	○東京国際空港航空機騒音調停申請事件を受付(令和2年1月調停成立により 終結)
令和2年6月	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第10次一括法、令和2年法律第41号)により、公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)が一部改正され、公害審査委員候補者の委嘱期間を延長公害審査会を置かない都道府県において、公害審査委員候補者の委嘱期間は、1年から3年までの期間とすることができるようになった。
7月	○「規制改革実施計画」を閣議決定 デジタルガバメントの実現の観点から、書面規制、押印、対面規制の見直し に重点的に取り組むこととされた。
令和3年1月	規則の一部改正により、押印見直し(1回目)。公害等調整委員会における手 続において、申請書等への押印を不要とする措置が採られた。
2 月	公害紛争処理法施行令(昭和 45 年政令第 253 号)の一部改正により、押印見直し(2回目)。都道府県の公害審査会等の手続において、申請書等への押印を不要とする措置が採られた。

注) 年表のうち、「○」は関係法令や関連する動き。

#### ■おわりに

「写真やデータで振り返る公害等調整委員会の50年」は本稿で完結します。

連載をご覧いただいたことに感謝するとともに、公害等調整委員会の活動にご理解、ご協力を 賜りますようお願い申し上げます。

# 公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム 「50年を迎える公害等調整委員会」 (第3回 パネルディスカッション2): 公害に関する紛争処理の将来展望)

公害等調整委員会事務局



奈央子 (公害等調整委員会事務局次長)】 【栗田 ディスカッションも終盤に入ってまいりまし て、2つ目の討議テーマに移りたいと思います。

公害紛争は、その時々の社会情勢や、近年の新 型コロナウイルス感染症の拡大などによる国民 の生活様式や環境意識等を反映して、その在り方 を変化させております。そうした変化も踏まえま して、公害に関する紛争処理の将来展望について 御発言をお願いしたいと存じます。

まずは荒井様、よろしくお願いいたします。 勉 (公害等調整委員会委員長)】 【荒井

私からは、将来展望として、本制度の利用を促 進するにはどうしたらよいかという観点と、公害 紛争、さらには、先ほどお話がありました環境を めぐる紛争が将来どういうふうな状況になって、 それにどのように対応していくべきなのか、そう いう観点から3点述べたいと思います。

1点目はIT化ということでございます。現在、 当委員会の手続でも可能な限り電話会議とかウ ェブ会議をしておりますし、最近では電子メール による準備書面の提出ができるように規則改正 するというようなこともしております。今後は、 さらに当事者の負担を軽減し、かつ効率的な進行 に資するように、IT 化を進める必要があると考 えております。裁判所でも民事手続の本格的な IT 化を進めつつある。昨日、法案が成立したとい う報道がされておりますが、そうした裁判手続の 状況も参考にしながら進めてまいりたいと考え ています。

当委員会の制度は行政型 ADR でございます。 アメリカなどではオンラインを利用した ADR と いうものが活用されて、ODR と呼ばれていると

いうことでございます。我が国でもそうした検討が進められているとお聞きしております。公害紛争という性質、あるいは本人申立てが多いというようなことから、なかなか一足飛びにそうした進んだ制度に向かうということはできないと思いますけれども、そこら辺まで視野に入れて、少しでも国民が利用しやすくなるような方向でIT化を考えていきたいと考えております。

2点目は運用の改善ということでございます。 日々事件を処理して感じることは、先ほど北村先生のお話にありましたように、公害紛争処理手続は設立当初の産業型公害を念頭に置いてつくられた制度でございますので、近年の小規模な都市型・生活環境型の事案にこの手続をそのまま適用するということがふさわしいのだろうかということをよく考えます。現在の手続運用は近時の紛争実態からすると少々重過ぎるように思われ、事案に応じて、もっと柔軟で、もっと軽量であってもいいのではないかと感じるところがございます。

最近、裁判所から受ける原因裁定嘱託については、こうした観点から運用の見直しをいたしまして、少しでも手続を軽くして、効率化を図れるようにしようというようなことを工夫しているところでございますので、このような見直しを裁定手続全般に広げて、現在の手続の中で運用を改善して、紛争の実態に合った手続、事案に応じた軽量化した手続を工夫していくということが必要であろうと。それによって審理期間をさらに短縮することができ、ひいてはこの制度をさらに利用してもらうことにつながるのではないかと感じているところでございます。

運用の改善ではなく法改正でやれというのが お隣の北村先生の御議論だろうと思いますけれ ども、私ども実務をやっている立場からすると、

#### 【行事概要】

公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム 「50年を迎える公害等調整委員会」

●日時:令和4年5月19日(木)15:00~17:00

●会場:日本学術会議講堂(東京都港区六本木7-22-34)

●次第:

■基調講演「公害紛争処理制度の軌跡と展望」



北村 喜宣

上智大学大学院法学研究科長・教授 公害等調整委員会政策評価懇談会構成員

■パネルディスカッション

ロテーマ①:公害紛争処理制度の現状及び課題

□テーマ②:公害に関する紛争処理の将来展望

◆パネリスト(50音順):



荒井 勉

公害等調整委員会委員長(当時) 元 福岡高等裁判所長官



北村 喜宣

上智大学大学院法学研究科長・教授 公害等調整委員会政策評価懇談会構成員



倉片 憲治

早稲田大学人間科学学術院教授 公害等調整委員会専門委員



松田 康太郎

静岡県公害審査会会長

元 静岡県弁護士会副会長 公害等調整委員会政策評価懇談会構成員



三ツ橋 悦子

社会福祉法人品川区社会福祉協議会 事務局次長 元 東京都品川区環境課長 公害等調整委員会公害苦情相談アドバイザー

#### ■質疑応答

◆司会:栗田 奈央子 公害等調整委員会事務局次長

今の法の枠内で可能な運用の改善を考えるとい うスタンスになってしまいます。

3点目ですけれども、将来のニーズを踏まえた 在り方を内部的に進めていきたいということで ございます。私どもは、法を運用する、定められ た法規の枠の中で事件を処理するということに 注力してまいりましたので、制度論や立法論とい うことになりますと、私どもが積極的にそれを提 案していく立場ではないと、そういう思いから、 これまでやや超然としていたと、そういう側面が あることは否定できないかなと思っております。

本日、北村先生からのお話あるいはパネラーの 方々からもいろいろなお話を伺っておりますの で、これからは、これからの環境紛争をどのよう に捉えていくべきなのか、典型7公害以外にどの ような類型が考えられるのか、そして、どのよう な制度の在り方が社会のニーズに応えることに なるのかといったような点について部内でじっ くりと研究、検討していきたいと考えております。



地方自治体で担当 しておられる皆様 からも実情をお伺 いしたり、率直な意 見交換をしていき たいと考えており ます。

私どもがそうい った制度論を打ち

立てて外部に提言するというようなことではな くて、将来のそうした議論に備えて内部において 検討を進めていく、それは必要ではないかと思っ ております。 先ほども北村先生からの御紹介にあ りましたように、2015年には、北村先生を座長 とする、研究者の方々や弁護士の方々から懇談会 報告書をいただいておりますし、私どもの委員会 内部の勉強会に、環境法の学者である六車先生に お越しいただいて、将来展望についてのお話を伺 ったりということはしているところでございま すので、こうした将来の紛争や制度の在り方を視 野に入れた検討を今後も継続的に積み重ねて、新 たな制度を含めた将来の様々な状況の変化にも しっかり対応できるように準備をしてまいりた いと考えております。

私は以上でございます。

【栗田】 ありがとうございました。

続きまして、北村様、よろしくお願いいたしま

【北村 喜宣(上智大学大学院法学研究科長・ 教授)】

荒井委員長には、あと一月ちょっとですので、 ぜひともリーダーシップを発揮して、道筋だけで もつけてお辞めいただきたいと期待したいです。 我々が関心を持っております、あるいは使って おります公害紛争処理法の第1条のフレーズに 「迅速かつ適正な解決」があります。この迅速か つ適正な解決というのを全法令検索かけますと、 7つの法律がヒットします。そのうちの3つが公 調委関係なのです。公害紛争処理法と公害紛争処 理の規則と、それと総務省の設置法です。このよ うに公害紛争処理というのは迅速かつ適切なと、 あとはスポーツ基本法とかそういうところにな って、大体紛争処理絡みのところに規定されてい るのですけれども、やはり数というと、圧倒的に 公調委、この組織に関するものが多いのです。

先ほど、裁定が産業型みたいなのを念頭に置い ているから、やや重装備になってきているとおっ しゃいました。これは示唆的ですね。と申します のは、この法律というのは、1条の目的を達成す るためにどうしましょうかというつくりになっ ているはずなので、そのつくりのほうが合わなけ れば変えていくしかないのです。その目的を現在 的に達成しようと思えばです。立法論をする場で はないというのはおっしゃるとおりですので、こ のあたりは私どものような外野席の者が、憲法の 下でこの制度がどういうふうにあるべきなのか ということを踏まえた議論をすべきだなと改め て確認をいたしました。

先ほど来、三ツ橋さんなんかは本当に現場でお 困りだ、松田先生もそうおっしゃいました。かな り地域密着型になってきているというのは顕著 な傾向のように見えるところです。それでは、こ れは都道府県なのかというと、多分市町村なのだ と思います。都道府県でも、恐らく今日御参集の 方々のところには、環境基本条例に基づく環境基 本計画があるはずです。しかし、本当に地域の生 活のルールとかマナーとかのレベルの話は、そこ で書き切れないですね。そうすると、これは市町 村の環境基本条例に基づく環境基本計画にどの ようなことが書いてあるのかと。住民参加してつ くったことになっているはずなので、地域合意が そこに書いてあるはずです。しかしながら、事業



者や市民はあまり そういうことを知 らないものですか ら、これはそのルー ルの存在、すなわち、 合意されたルール を踏まえた他者へ の配慮ということ をいま一度思い起

こす必要があるのかなと考えました。

「適正な解決」の適正とは何か、非常に難しい。 結局、不調になったというのは適正じゃなかった のかと言われると、そういうわけでも多分なさそ うな気が私はしていまして、これは弁護士の立場 からの御意見も後で頂戴できればと思っており ます。50周年、元に戻って、1条目的の観点から もう一度この制度の全体像あるいは運用をこの 時点で見直すと、そして将来を見詰める。こうい う作業が私自身にとっても大事だなということ を今日改めて感じたところでございます。

【栗田】 ありがとうございました。

次に、倉片様、よろしくお願いいたします。 憲治(早稲田大学人間科学学術院教 【倉片 授)】

将来展望ということで、やはり私からは騒音の お話をと思うのですけれども、また要点のスライ ドをお出しいただけますか。

皆様お感じのとおり、騒音の苦情というのが減 らないのですよね。あるいは、むしろ増えている ぐらいかなと思います。さらに、恐らくまた皆さ んもお感じだと思うのですけれども、騒音といい ましても、明らかにうるさい騒音という例は少な くて、極端な場合、何が騒音源なのだか分からな いというような事例というのも訴えとしてござ いませんでしょうか。

それはどうしてなのだろうかと不思議に思う のですけれども、一つ私感じますのは、本来、そ れは騒音自体が問題なのではなくて、この原因は ネットの情報にもしかしてあるのかもしれませ ん。特に低周波音関係ですね。誤ったネットの情 報で言わば苦情が拡大再生産されてしまってい ると。あれも低周波だ、これも低周波だと、何か 分からない現象があったら、これは低周波問題じ ゃないかというふうにして苦情を訴えられるな んていう事例、お聞きになっているのではないか なと思います。

そこで将来どうしよう、これからどうしようか というところなのですが、まず一つ、私、考える べきかなと思うのは、そういった誤った――専門 家から見ると、誤った知見です。そういう誤った 知見あるいは事例というのを何とか公式に訂正 するなり否定するなりという手段が取れないも のかなというのを感じます。例えば公調委としま しては、公害として申請はあったのだけれども、 さんざん調べたけれども、やはりこれは騒音問題 として認められないというような事例があった 場合に、今、事例は紹介されていますけれども、 それが一体何が本当の理由だったのかとか、ある いは何が技術的に認められなかったのかという、 もう一歩、二歩踏み込んだ分析結果というものを まとめて出す機会があったらいいのではないの かなと。そこまで分析するのは公調委の仕事では ないのかもしれないですけれども、そういうとこ ろまで考えてもいいのではないかなというふう にまず一つ思います。

あと、騒音に関しまして今後のことを考えます と、私、一つ意識すべきかなと思いますのが、苦 情の件数が減らないことには、社会の高齢化、人 口の高齢化というのが、非常に強く関係している のではないかなと思います。そこに目を向けると

いうことですね。よく知られた騒音問題としまし ては、例えば工場で後継者がいないので廃業して、 そこは工場が空き地になったと。そこに住宅がで きて、住み始めた人が、まだ残っているほかの工 場との間で騒音問題、いさかいを起こすなんてい う事例とか。あるいは別のパターンとしましては、 相続に当たって売却された土地、そこにアパート なり、あるいは保育園ですね。保育園が新しく住 宅街の中で建てられることになって、それでやは り旧来からの住民との間でいさかいを起こすな んていうのはよくある話かなと思います。

そういった具体的な事例だけではなくて、これ は私の直感なのですけれども、長い間いろいろ騒 音、近隣騒音の問題を担当していて感じるのです が、訴えている側の方の訴えというのが、恐らく 加齢による、年齢による心・体の変調、その原因 を誤って騒音にあるのだと、騒音が原因なのだと。 あるいは、振動とか悪臭もそういうことがあるか もしれません。間違って自分の心身の変調の原因 と結びつけてしまっている、そういう事例なので はないかなというのを感じることがあります。よ く訴えとしてありますのが不眠ですよね。睡眠障 害とか、あるいは手足がしびれるとか、耳鳴りが するという苦情ですよね。そういった不眠とか手 足のしびれとか、あるいは耳鳴りというのは、年 を取ると誰にでも多かれ少なかれ発生する症状 なのですよ。ただ、年を取ったらどうなるかとい うのはみんな誰もが初めて経験することですの で、自分に何が起きているのかというのが分から ないのですよね。そのときにたまたま何か音がし た、あるいはたまたま何か振動を感じたというと きに、私が寝られないのはあの音のせいだ、手足 がしびれるのはあの振動のせいだというふうに 間違って、原因と関連づけてしまっているのでは ないのかなという感じがいたします。なので、そ の証拠となるかどうか。そういった苦情を訴えら

#### 新たな騒音被害への対応

- ◆騒音の苦情件数が減らない
  - 原因不明の騒音/低周波音事件が多々あり
  - 誤ったネット情報により、<u>苦情が"拡大再生産"</u>
  - ▶誤った知見には訂正が必要
- ◆<u>人口の高齢化</u>も背景にあり
- >加齢に伴う心身の変調を騒音が原因と誤って認識?
- ■騒音公害では似たような訴え(騒音源,症状等)が多い
  - ン公害は、起きてから対処するのではなく、"未然に" 防げないか?
- ◆苦情件数を減らし,他の重要案件に人的/経済的資源を シフトさせることが望ましい

れる方というのは決まって中高年の方なのです よね。単に音が聞こえてうるさいというのであれ ば、むしろ聴力のよい若い人が苦情を訴えそうな ものなのですが、そういう事例というのは非常に 少なくて、年配の方が多い。実際、音を聞いて手 足がしびれるというのは、私が知っている限り、 実験的にそういう現象というのは確認されてい ないですね。やはり何か原因を間違えているので はないのかなというのが私の直感です。

もう一つ、いろいろな事例を見聞きし、担当し ておりますと感じますのが、今の加齢の問題だけ ではなくて、特に騒音、低周波音の問題では、訴 えの内容というのがお互いに非常によく似てい ますね。相談を受けますと、事件を担当しますと、 またその音ですか、あるいは、またそういう症状 ですかということがよくあります。そういった同 じような事件、同じような訴えというのが繰り返 し繰り返し起こるというのを見ていますと、私は 研究者ですので、研究者としましては、何かそこ に共通の原因あるいは共通の背景があるのでは ないかなということをどうしても考えたくなり ます。ですので、一つ一つの事件に着々と対処し ていくのは大切なのですけれども、騒音の根本的 な解決ということを今後考えるのであれば、その 共通の原因あるいは背景というものは何なのか ということもやはり併せて考えていかないとい けないのではないかなという感じがします。



先ほど来から委 員長や北村先生からを はいませいまするののは、 公害は起きのの起うで、 がして、 がなくて、 をはいうのが理想な というのが理想な

わけですので、我々、日々の案件を担当するに当 たって、やはり方向性としては、そういうことを 考えながら対処していくべきではないかなと思 います。そのための分析に必要な事例とかデータ とかいうものは、公調委のほうに地方公共団体の ほうからの報告も含めてたくさん集まっている はずです。これもやはり公調委の仕事じゃないと 言われるかもしれないですけれども、せっかくそ ういうデータがあるのですから、それをうまく活 用して本当の原因を究明し、公害を未然に防ぐと いう手だてがこれからの視点として欲しいなと 感じます。そうしますと、将来的には公調委に訴 えられる、申請される件数というのも減ってくる かと思いますし、皆様のところ、市区町村の役場 に持ち込まれる苦情の数というのも減るのでは ないかなと思います。先ほど三ツ橋アドバイザー から、現場がてんてこ舞い、疲弊しているような お話もありましたけれども、本来、市区町村の役 場のほうで担当すべきもっと重要な案件に人的 なリソースとか、あるいは予算、経済的な資源と いうのを割けるような方策というのが将来的に できれば理想ではないかなと考えています。

以上です。

【栗田】 ありがとうございました。

次に、松田様、よろしくお願いいたします。 まった こうたろう 【松田 康太郎 (静岡県公害審査会会長)】 典型7公害につきましては、国の施策等が奏功して件数が減少しているということは、先ほどの事務局の報告でもデータ的にも示されております。そのこと自体は非常にいいことだなと思っております。ただ、先ほど触れた日弁連の意見書のとおり、典型7公害以外の環境問題などについては法的な解決が難しい事案が多いわけですが、私自身も公害等調整委員会ないし公害審査会などがこの役割を果たすことが望ましいと考えております。

倉片先生がおっしゃるように、公調委には地方 公共団体からいろいろなデータが送られてきて、 豊富な材料があるということで、どこがやるかと いうと、やはり公調委になってしまうのではない かなというのは私も意見として持っております。 ただ、分析する際、どういうふうな切り口でやる かというのが非常に難しくて、環境問題を無制限 に扱うということもできませんし、どういうふう に類型化して、どういう要件でやるかというのを 議論していくというのはかなりしんどい作業に なるだろうなと思っております。北村先生が風の ない中でとおっしゃっておりましたが、確かにそ のような状況下の中で国会や政治が主導で動く ということはあり得ないと思いますので、その前 提となる機運をつくるのは公調委だろうと私も 考えております。

公害等調整委員会が担う役割というのはもう一つあると思っております。これは三ツ橋先生の先ほどの発言にも関連しますが、地方自治体の担当者の方が精神的に非常に参ってしまうという問題です。これにはいろいろな要素がありますが、一つには対処法が分からないという問題が大きいと思います。この事案にどのように対処したらよいのかというところで悩むと、すごくストレスを抱える原因になります。そこをどうしたらよい



かというのを少し 考えたほうがいい と思います。

公害等調整委員 会は、公害紛争処理 法第3条において、 地方公共団体が行 う公害に関する苦 情の処理について

指導等を行うとなっております。各自治体におい て公害紛争等の処理については検討していると 思いますが、知識やノウハウが各自治体で一様で はないというような状態の中で、その知識やノウ ハウを公調委が補強するというのが重要になっ てくると思っています。近年は、コロナ禍で、そ のプラス面としてウェブ研修が盛んになってお ります。先ほど事務局からの報告がありましたと おり、幾つかの自治体やブロックに対する研修、 それからウェブでの研修、そういうのを提供され ていると説明がありましたが、ウェブ研修であれ ば、コストの問題、会場費や交通費を削減した中 で効果的な研修を実施することができるのだろ うと思っております。だから、公調委でもウェブ 研修を活用して、研修を充実させていただきたい というのが一つです。

ただ、昨年この場にいらっしゃった方は御存じだと思いますが、ウェブ会議を昨年は実施しました。予算的な制約の中で仕方がないとおっしゃっていたのですけれども、カメラとマイクは良いものを用意する必要があります。聞いている者が非常につらい状態で、今日もちょっと眠くなられている方もいらっしゃるかもしれませんけれども、話している人の話が聞こえにくいというのは、それだけで眠くなる要因になりますので、ここはぜひとも良いカメラとマイクを調達していただきまして、ウェブ会議を充実させていただきたいと

思います。国の予算は無限にあるわけではないということは私も知っておりますが、こういうことを言う人がいないと、そういうところに予算が回らないということも知っておりますので、この場を借りてそういう発言をさせていただきたいと思っております。

以上です。

【栗田】 ありがとうございました。

将来展望ということで、様々な先生方からいろ いろな御意見をいただいていると思うのですけ れども、やはり現場サイドとしては、困っている 人がいるから苦情や相談、申立てがある。つまり、 その方々を何とかして円満解決していきたいと いうのが私はとても思っているところで、その円 満解決の方法というのは、もちろん騒音のこと、 振動のこと、土壌汚染、また大気汚染、様々なこ とを、知識はもちろん勉強して、どんどん、条例、 法、様々なことは中で勉強しないといけないと思 うのですけれども、一つ一つ、目の前の現場に対 して、本当に心のある対応をしていくのがまず大 事なのかなと思っております。これは、将来展望 というのは、この苦情対応だけではないとは思う のですけれども、今、社会福祉協議会の福祉部門 にいるので余計感じているのかもしれませんけ れども、やはり一人一人と対応、また何人かかも しれませんけれども、その対応はきちんと丁寧に やるべきなのかなと思っています。

また、先ほど先生方もお話しされていましたように、環境部門だけでは解決できないものもたくさんありますので、関連部署の例えば保健センター、保健所、また環境以外の、例えば土木関係の部署とか、様々あると思うのですよね。その方と対応していきながら、また、先ほども言いました



ように、23 区との 連携。どこどこの区 の人は特にこの部 分がたけていると か、様々あるのです けれども、そういう 情報共有、情報交換 が大事なのかなと 思っております。公

調委のもちろん制度というのは、制度設計はすごく大事だと思いますし、その下に、法や条例の下に私どもが対応していくというのはもう大前提にありますので、どうか、1つでも苦情がなくなるといいなと思っております。

以上でございます。

【栗田】 ありがとうございました。

それでは、討議はここまでといたしまして、この後、次第では御参加の皆様からの質疑をお受けする予定としておったのですが、既に予定されていた終了時刻を若干過ぎているという状態でございます。お時間の許す方で、もしぜひという方がいらっしゃいましたら若干名、お一人若しくは2人ぐらい御質問をお受けできるかなと思いますので、挙手をお願いできますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。それでは、 質疑応答はこれで終わりという形にさせていた だきまして、パネルディスカッションも締めに入 りたいと思います。パネリストの皆様から、御感 想や言い足りなかったことがあれば、壇上向かっ て右から順に、お一言ずつお願いいたします。ま ず、三ツ橋様から。

【三ツ橋】 ほとんど伝えましたので、最後に、 今コロナ禍だと思いますけれども、やはり対応が また若干変わってきているとは思いますけれど も、本当に苦情相談の対応の現場の皆様が少しで も元気になるように、気持ちを高められるような 方法を取っていきたいと思います。どうぞよろし くお願いいたします。

以上です。

【栗田】 松田様。

【松田】 静岡県内の自治体に寄せられた苦情の 件数というのは、平成6年からいいますと、1,000 件あったのですが、3,000 件まで、1,000 件から 3.000件までいろいろばらつきがあります。この うち大気汚染や騒音、悪臭が多くて、次いで水質 汚濁、それから土壌汚染や地盤沈下はほとんどな いというような状態で、ただ、典型7公害以外の 苦情については、平成6年度が173件で約12%、 それが令和元年度に 804 件で 35%となっており ます。これは先ほどの事務局の全国的な傾向とち ょっと異なるのですけれども、したがって、たま たまなのかもしれませんが、平成25年度以前は 数%から 15%だったものが、 平成 26 年度以降は 20%を超えているという状況になっております。 その原因まで分析された資料を入手することが できないので、日弁連の意見書のとおり、典型7 公害以外の問題についても対応していってほし いと思います。先ほどの発言につながりますが、 公調委の担うべき役割というのは大きいと思い ますので、ますます期待しております。

自治体が受ける公害苦情のうち、典型7公害以外の相談について、どのように類型化するかについては大変難しい問題ですが、内容を詳細に把握できるのは、先ほども申し上げたとおり、公調委しかありませんから、その役割は大きいと思っております。

それから、公調委の回し者ではありませんけれ ども、『ちょうせい』という機関誌が出されてお ります。皆様御存じかと思います。ここに書かれ ている記事、それぞれ興味深いものが多いのです

けれども、各自治体の公害苦情相談窓口担当者の 生の声が載っておりまして、担当者の皆様には非 常に参考になるのではないかなと思います。各自 治体の担当者の方は、バックナンバーも御覧にな っていただいて、勉強していただければと思って おります。

以上です。



会場の様子(東京・日本学術会議講堂)

【栗田】 倉片様。

【倉片】 最後ということで、私は漠然とした印 象になりますけれども、いろいろお話を伺ってい たり自分なりに考えたりしてみますと、やはり公 害というものは本来なくなるべきものなのだよ なというのが素朴な印象です。私の子供の頃、 1970年代ですけれども、ちょうど4大公害病が 世の中で問題になっていた、盛んだった頃の話に なります。私の小学校の社会科の授業というと、 ほとんど公害の話なのですよね。先ほどの水俣湾 の猫の話も、授業中に先生から聞いた話です。そ の頃子供だった私も、将来自分が大人になった頃 にはきっとこういう公害問題というのは全部解 決されていて、きっといい世の中になるのだろう なと漠然と当時は思っていました。けれども、あ あいった公害病はなくなりましたけれども、公害 はやはりゼロにはならないのですね。

北村先生の基調講演の最初のお話ではありま せんけれども、本日は設立50周年シンポジウム

ということでしたが、この後さらに50年たって、 設立 100 周年シンポジウムなんていうものをも し仮に華々しく開くことになった場合に、我々は それを喜んでいいのか悲しんでいいのか、非常に 複雑な感じがいたします。ですので、先ほども申 しましたけれども、公害として訴えられたもの、 申請のあったものを一つ一つ丁寧に扱っていく、 対処していくというのは日々の業務として大切 だとは思うのですけれども、それに忙殺されなが らも、長期的な視点を持って、公害をなくすには どうしたらよいのか、そのために何ができるのか、 我々は今何をすべきなのかということを常に頭 に置きながら、私も専門委員としてこれからの業 務に当たっていきたいなと改めて思いました。

以上です。ありがとうございます。

【栗田】 北村様。

【北村】 ADR である以上、迅速かつ適正な解 決というのは、これは永久のテーマです。その中 において、委員長おっしゃいましたとおり、何と か運用でその目標に近づけたいという御努力は 非常に貴重だと思います。さはさりながら、どこ まで引っ張っていけるのかということもありま す。プチンと切れる前に対応してもらいたいとい う気持ちを強く持っております。そのためには、 現在公調委がされていることを第三者の目でち ゃんとチェックして、「よし」、「ちょっとこれは」 というようなことがあっても恐らくいいはずで す。より良い制度をお互いにつくっていくという 観点から、組織的な御検討をなさっていただけれ ばいかがか。このように最後に感じました。

【栗田】 荒井様。

【荒井】 今日は、北村先生の基調講演、それか らパネリストの皆様からも本当に貴重な御意見 を多々いただきまして、本当にありがとうござい ました。今後考えていく上で、大きな方向性、大 きな示唆をいただきました。公調委に対する様々

なオーダーもいただきまして、大変だなと思った りもしております。そういう意味も込めまして、 50 周年にふさわしい充実したシンポジウムにな ったのではないかと思っております。皆様に心か ら感謝を申し上げる次第でございます。今日のこ の議論も踏まえて、公調委としては今後も不断の 検討を続けてまいりたいと思っておりますので、 引き続き御支援をどうぞよろしくお願いいたし ます。

【栗田】 改めまして、パネリストの皆様、どう もありがとうございました。(拍手)

それでは、お話は尽きないところではございま すが、本日の公害等調整委員会設立 50 周年記念 シンポジウムは終了とさせていただきたいと思 います。

それでは、パネリストの皆様、会場並びにオン ラインで御参加の皆様、本日は誠にありがとうご ざいました。(拍手)

#### 【参考】

第1回(基調講演)、第2回(パネルディスカッション①『公害紛争処理制度の現状及び課題』)の模様 は、以下のリンク先からご覧になれます。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/110\_tokushu.html

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/111\_tokushu.html

シンポジウムの模様は、以下のリンク先から動画でもご覧になれます。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/50th anniversary.html

このコーナーに掲載した資料は、以下のリンク先からご覧になれます。

P.12「新たな騒音被害への対応」

https://www.soumu.go.jp/main\_content/000856659.pdf

#### ■おわりに

公害等調整委員会設立 50 周年記念シンポジウム「50 年を迎える公害等調整委員会」は本稿で完 結します。3回にわたる連載をご覧いただきありがとうございました。

# 法曹関係の皆様への周知活動について

~各地の弁護士会、裁判所等に対し、通知文の発出や講演等を実施しています~

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、法曹関係の皆様に、公害紛争処理制度の周知・利用促進のため、各 地の弁護士会、裁判所等に対し、通知文の発出や講演を実施しています。また、未来の法曹界 を担う方々への働きかけとして、司法研修所や法科大学院への通知等も実施しています。

#### 1. 弁護士に向けた周知活動

#### (1) 通知文の発出

一年に一度、日本弁護士連合会・各都道府県 の弁護士会宛てに、公害紛争処理制度の利用促 進についての通知文を発出し、所属弁護士への 同制度の周知を依頼しています。

#### (2)講演の実施

各都道府県の弁護士会から受ける依頼に応じ て、公害等調整委員会の審査官等が、各会の所 属弁護士に向けた講演を実施しており、ここ5 年ほど(平成30年4月から令和5年1月まで) では7回実施しています。上記(1)の通知文 をご覧いただいた弁護士会から講演の依頼を頂 くこともあります。

講演においては、公害等調整委員会の概要、 公害紛争処理制度の概要、公害等調整委員会に おける責任裁定申請、原因裁定申請、調停申請 における手続、具体的な事案などをご説明し、 同制度を活用していただける場面をできる限り 具体的にイメージしていただけるよう心がけて います。

なお、講演の実施に当たっては、新型コロナ ウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染防止 のために必要な対策を講じることとしており、 状況や希望により、ウェブ会議システムを使用 した講演も複数回実施しています。

また、講演後には、受講者にアンケートへの ご協力をお願いしており、広報・周知の改善や 制度の利用促進の方策の検討等に活用していま

#### 2. 裁判官・裁判所職員に向けた周知活動

#### (1) 通知文の発出

一年に一度、最高裁判所宛てに、原因裁定嘱 託制度<sup>1</sup>の周知に関する通知文を発出し、原因裁 定嘱託制度の活用について、各地の裁判官への 情報提供を依頼しています。

原因裁定嘱託される事件は、平成 16 年の初の 嘱託以降、増加傾向にあります。また、地盤沈 下、大気汚染等様々な事件が係属しています。

#### (2)講演の実施

各地の地方裁判所において、公害等調整委員 会の委員長や審査官等が、裁判官(及び裁判所 職員)に向けた講演を実施しており、ここ5年 ほど (平成30年4月から令和5年1月まで)で は8回実施しています。

講演においては、弁護士会での講演と比べる と、原因裁定嘱託の手続や具体的な事案の説明 に重点を置くなどして、原因裁定嘱託を活用し ていただける場面をできる限り具体的にイメー ジしていただけるよう心がけています。

<sup>□</sup> 原因裁定嘱託制度とは、公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所が必要性を認めた場 合には、当該裁判所からの嘱託を受けて公害等調整委員会が原因裁定を行うものです。

なお、弁護士会での講演と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた対応及び講演後のアンケートを実施しています。

#### 3. 司法修習生に向けた周知活動等

#### (1) 通知文の発出

一年に一度、司法研修所宛てに、公害紛争処 理制度と公害等調整委員会の概要紹介について の通知文を発出し、司法修習生への同制度の周 知を依頼しています。

#### (2)講演等の実施

司法修習生に対する研修プログラムにおいて、 講演を実施しており、ここ5年ほど(平成30年4月から令和5年1月まで)では6回実施しています。また、今後は、司法修習生に対し、公害等調整委員会での実務体験等を盛り込んだ研修を実施予定です。

#### 4. 法科大学院生に向けた周知活動等

#### (1) 通知文の発出

一年に一度、法科大学院宛てに、公害紛争処理制度と公害等調整委員会の概要紹介についての事務連絡を発出し、法科大学院生への同制度等の周知を依頼しています。

#### (2)講演の実施等

令和4年には、日本弁護士連合会(公害対策・環境保全委員会)の環境法サマースクールにおける講演依頼を受け、実施しました。

また、夏休みの時期に、法科大学院からのインターンシップの受入れや、来訪した法科大学院生への講義などを実施しています。









講演資料の例

#### 5. 終わりに(連絡先のお知らせ含む)

#### (1)講演依頼受付等

これまでに紹介した各通知文にも記載しておりますが、公害等調整委員会では、弁護士会、裁判 所、司法研修所、法科大学院における講演依頼等を受け付けています。

講演依頼等については、下記窓口へご相談ください。

#### 公害等調整委員会事務局 総務課企画法規係

tel: 03-3503-8591

#### (2) その他法曹向け資料

なお、下記の当委員会が年に4回発行している機関誌「ちょうせい」の過去の記事や、公害等調整 委員会ホームページにも法曹関係の皆様に向けた記事等が掲載されております。適宜ご参照くださ

#### ア 機関誌「ちょうせい」記事

① 第106号(令和3年8月)

「民事訴訟手続と裁定手続の違い

~裁定手続の利用を検討している法曹関係者の方へ~ |

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/106.html

② 第107号(令和3年11月)

「原因裁定嘱託制度について

- 裁判所のニーズに沿った原因裁定嘱託制度の運用改善を図っています~」
- ※ 元札幌高等裁判所部総括判事、元公害等調整委員会委員 山﨑勉氏 https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/107.html

#### イ 公害等調整委員会ホームページ

- ① 「原因裁定の嘱託制度(法曹関係者向け) | https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/how/e-dispute 00004.html
- ② 公害等調整委員会のパンフレット・リーフレット https://www.soumu.go.jp/kouchoi/pamphlet/index.html
- 「係属事件一覧」「終結した公害紛争事件」 https://www.soumu.go.jp/kouchoi/menu/main7ichiran.html

原因裁定



第 107 号

ちょうせい

# 振動について

# 第4回 振動に関わる苦情の対策・対応・対処

内田技術事務所(元飛島建設技術研究所) 内田 季延

#### ■はじめに

本セミナーでは、典型7公害のうち振動について、振動に関する知見のある方々から、実務を通じて得られた知見や、振動に関連した規制、測定方法、対策等について、地方公共団体の公害関連部局担当職員の方に向けて分かりやすく解説していただきます。

これまで3回にわたって、振動に係る苦情の状況及び法令、測定方法、感覚等を解説していただきました。最終回となる本稿では、振動に関わる苦情の対策・対応・対処について解説していただきます。

# 1 振動に関わる苦情とその対策・対応・ 対処などの関係

本セミナーの第1回で述べられているように、 振動に係る苦情のうち法令に違反していた割合 は他の公害と比べて低くなっています。必然的に 振動問題への対策、対応、対処では、必ずしも法 令に準拠した勧告や命令の対象とはならないケ ースが多々みられることになります。

ところで、何らかの行為に伴う苦情への対策、

対応、対処などには、図1に示す関係があると考えられます。建設工事を例にすれば、行政による方策には、振動規制法や地方自治体の条例による規制などが、工事を行う建設会社による対策には、工事現場周辺の環境に配慮した工法選定や工事の進捗計画などが相当すると思います。それら対策や方策を受け、行政は届出のあった工事計画の確認、助言、現地確認など、事業主や施工会社は、周辺住民への事前説明、モニタリングや現場見学会などの施策が考えられます。

# 【措置】 -般的には、物事を取り計らって始末をつけること。法令上用いられる場合には、ある問題に対する対策、施策等その問題を処理するためにとられるもろもろの手段をまとめていう場合が多い。

#### 【対策】 何かが起きる前に、 相手の状況や事件 の様子に応じて施 す手段や方法。

#### 【施策】 既に手順や予定が 決定している計画 や処理を、実際に決 行して手を付け始 めること。

#### 【方策】 公的な機関が、公的 な理由でなんらか の目的を達成する ために行う何かに ついての計画。

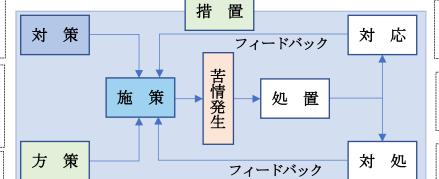


図1 振動に関わる苦情とその対策・対応・対処などの関係

#### 【対応】 物事や事態を相手 や状況に応じて処 理すること。

#### 【処置】 状況に応じた判断 を下して扱いを決 めること。

#### 【対処】 何かが起きたとき に状況に応じた処 置を施すこと。

そのような施策を経て工事が進捗していくな かで苦情が発生した場合、緊急な処置として作業 を止めることも考えられます。そのうえで、苦情 内容に応じて、申立者との協議などの対応や原因 と想定される作業の変更など対処して、結果を施 策にフィードバックすることで、問題解決が図ら れます。地方公共団体に苦情申し立てがあった場 合、直接処理としてそれら一連の措置が講じられ ることと思います。

#### 振動問題の当事者間の関係 2

図2は、建設工事を例として振動問題の当事者 間の相関関係を模式的に示したものです。工事に より振動問題が生じた場合、工事業者に苦情を伝 え、問題が解消すればよいのですが、解決策が見 いだせない場合は、工事の事業主体や行政に相談、 苦情が寄せられることになります。

振動問題に取り組む際の事前準備として、この ような相互関係を把握しておくことは、対策の立 案、対応、対処を進める上で有益です。工事振動 対策として工法や工種の変更が最適とされた場 合は、設計条件が変わるため振動以外の検討も必 要となります。これには設計事務所やコンサルタ ントの協力が必要です。また変更に伴って工期延 長や追加費用が必要となる場合、当該現場を担当 する建設会社だけでなく発注者との協議も必要 となり、措置の完了にはある程度の期間を要する ことも想定されます。工期や費用面から振動低減 効果の最も期待される工法や工種への変更が難 しいケースもあります。そのような場合、実現可 能な工法と推定される振動低減効果を確認し、関 係者間の協議においてできることできないこと を明確にしたうえで、目標設定する必要がありま す。

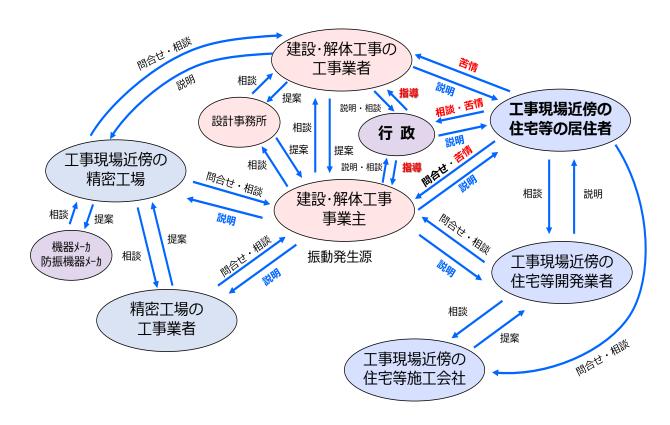


図2 建設工事を例とした当事者間の相関関係

いずれにしても振動規制法など法規制を遵守していることが前提です。

一方、嫌振作業 」を行っている事業所に対する 法的な規制基準はなく、個々の事案で対応内容も 異なります。実は街中でも高度な嫌振性を要求す る事業所は意外に存在します。当然、事業者側で も防振対策されていますが、それでも印刷機や町 工場の光学研磨作業に工事振動が影響した事案 や、鉄道・道路工事の振動及び工事後の交通振動 の影響を問題とされた事案があります。民間工事 は、民民の対応ですが、道路や下水道など公共工 事の場合、発注者である官公庁の当該部署に苦情 があれば、自治体の公害担当部局として対応、対 処が必要となることもあります。

#### 3 振動発生源による影響の違い

図3に、工場・事業場、建設作業、道路交通による敷地境界での振動レベルと苦情件数頻度との関係を示します。図中の破線は、各規制対象において最も厳しい振動レベルです。発生源によって苦情件数の頻度がピークとなる振動レベルも頻度分布の形状も異なります。工場・事業場では規制値の苦情件数頻度のピークは規制を超えていますが、建設作業と道路交通は、規制基準値以下の振動レベルで苦情頻度が多く振動規制法に準拠した勧告や命令の対象となるケースは少ないことが分かります。特に道路交通では大半が要請限度を下回っています。

頻度分布が振動発生源によって異なる理由には、発生振動の性状が異なることや振動発生源から敷地境界までの距離の違いが影響していると考えられます。

道路交通に起因する苦情の発生は、振動規制

法で規制されている他の要因と異なり、一日中影響を受けるとする指摘が多く、苦情件数は少なくても生活の質に及ぼす影響が大きいことがうかがえます。振動規制法では、敷地(官民)境界地盤上の鉛直方向の振動を対象として振動レベルの $L_{10}$ 値 $^2$ で道路交通振動を評価しています。一方、道路近傍建物では、鉛直だけでなく水平方向の振動や最大値が問題となることが多いことも要請限度以下での苦情発生の要因の一つであり、水平振動への処置が必要となる場合も多くあります。

振動対策の効果は発生源、伝搬経路、受振側での対策の和となります。ただし必ずしも個々の対策での振動レベル低減量の和が全体の対策量にはなりません。振動源により振動性状が異なるため、同じ対策をしても、同じ効果が得られない場合があります。

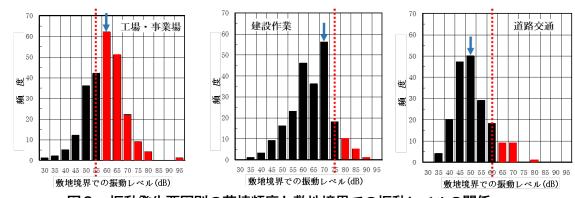


図3 振動発生要因別の苦情頻度と敷地境界での振動レベルの関係

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 嫌振作業とは、振動外乱により機能障害を生じる作業のことで、半導体製造のような微細加工、露光だけでなく印刷、光学研摩、電子秤による電子部品計数などがあります。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> L10 値とは、振動レベルの 80%レンジの上端値。多数個の振動値を大きい順に並べ、最高値と最低値の 側からそれぞれ 10%ずつ除外し、残った値のうち上端の値を指す。

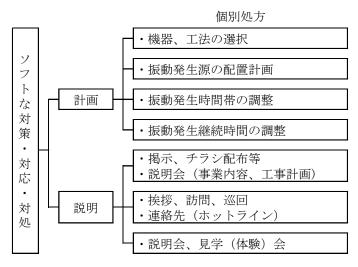
#### 4 ソフト、ハードな振動対策、対応、対処

図4に対策、対応及び対処の個別処方をソフトなものとハードなものに分けて示します。ソフトな対策、対応及び対処は、防振装置のような物や基礎改変、地中壁増築など工事を伴うものではなく、計画や説明によるものです。

#### (1) 計画

「計画」は、事前対策として、また苦情があった際の事後の対処として講ずることができます。例えば、①振動発生の少ない機器や工法の選択、②距離減衰、地形や構造物等による振動低減効果が見込まれる振動発生源配置、③振動を発生する作業時間帯の調整、④振動を発生する作業工程等や使用機器の変更による振動継続時間の調整などです。

ここでは、振動発生源の配置変更で苦情を解 消した事例を紹介します。図5は、コンクリー トガラの破砕に使用する自走式クラッシャーの 振動苦情への対応として、設置位置を変更した 事例です。解体予定建物南側の初期設置場所は、 舗装面でスペースも広いことから作業性を考慮 して選定したものと推察されました。しかしク ラッシャー稼働に伴い、近隣のA、B地点で 4.5Hz の卓越振動成分の振動体感の苦情があ り、対処を求められました。現地状況を確認し たところ、クラッシャーから地盤に伝わった振 動の北側への拡散分が、解体予定建物地下ピッ ト<sup>3</sup>構造物で反射し、南側のA、B地点側により 強く影響していることが懸念されました。そこ で、初期設置場所より狭く若干作業性は悪化す るものの、初期設置場所と同じ舗装面である解 体予定建物西側にクラッシャーを移設したとこ ろ、卓越振動成分はA地点では9dB、B地点で は 19dB 低減し苦情は解消しました。また移設 による新たな苦情発生もありませんでした。



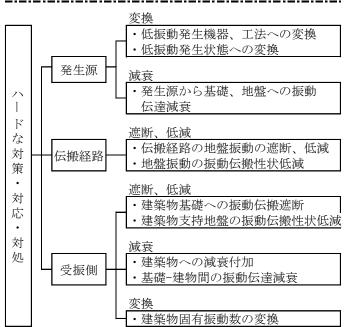


図4 ソフト・ハードな対策・対応・対処

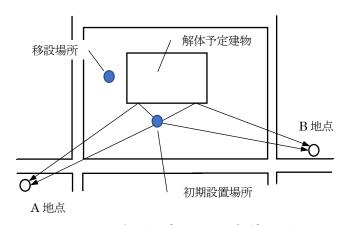


図5 設置場所の変更で問題解決した例

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 地下ピットとは、地下に設けた施設や設備の維持管理、物品貯留等のための空間。なお、本件建物では、地下に廃棄物を貯留する大きな空間が設けられていた。

#### (2) 説明

次に、「説明」ですが、事前対策としてだけでなく事後の対応にもたいへん重要です。提示やチラシ配布等による情報の発信、事業内容や工事計画の説明会による情報提供と意見集約、近隣への挨拶、地域巡回による生の情報収集、連絡先公開による窓口の一元化、運用中の説明会や見学会実施等による情報と経験の共有などがあります。

事業者による丁寧な事前説明は、周辺住民や企業の要望把握に有効であり、良好な関係を築くことで、事業に伴う振動問題を最小の労力で解決しうる可能性があります。特に建設工事の場合、丁寧な事前説明は問題の未然防止、後々の問題解消に有効です。

ここでは、説明によって振動影響の要因を把握し、時間帯調整により問題を解消した事例を紹介します。本セミナー第2回振動測定でも触れていますが、公害振動は必ずしも常に一定の振動レベルではありません。例えば、交通量の少ない道路振動など、レベル波形は連続的に変動していても、振動を感じない振動レベルの時間を除くと、実際には間欠的に振動を受けていることも多いです。

図6は、横軸に時間を縦軸に振動レベルをとり、 振動性状と時間帯の関係を模式的に見たもので す。規制基準の順守を前提として、苦情となる振 動の主な要因として、①振動を暴露する時間帯、 ②振動を暴露している継続時間、③振動を感じる 回数、④感じる振動のピーク値の何が最も寄与し ているのかによって、対応、対処も変わります。 ①振動暴露の時間帯であれば、工法や作業手順 の工夫で時間帯を変更できないか、②継続時間や ③暴露回数が問題であれば、振動を発生する工法 や機械を変更することで軽減できないか、④瞬間 的なピーク値が問題であれば、ピーク値を下げる 代わりに振動回数が増えたり、継続時間が長くな ることを許容できるかなどを検討する必要があ

ります。

例えば、早朝の時間帯には振動を発生する作業 工程を組まないなど、運用面の工夫で近隣からの 苦情に対処可能な場合もあります。民民案件です が、隣接する町工場の精密光学研摩機と最も近い 杭打設場所が数mしか離れていない工事におい て、事前調査で影響が懸念されたため、協議によ り杭打設作業工程を調整し、最接近工事時間帯は 研磨作業を中断することで、円滑に杭打設工事が 行えた事案もあります。この事案では、工事業者 と町工場が歩み寄って問題解決を図ったため、町 工場の製品に影響を及ぼすこともなく、工期遅延 や多額の対策費用を講ずることなく問題解決す ることができています。

一方、ハードな対策は、発生源、伝搬経路、受 振側のいずれにおいても、何らかの作業や工事を 伴い、完了までにはある程度の期間を要し追加の 費用も掛かります。

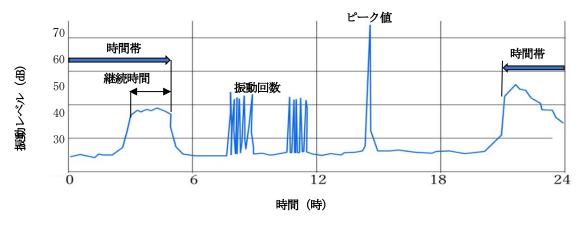


図6 振動レベルの時間変動と苦情の主な要因の把握

#### (3)発生源

発生源対策では、①加振力が小さくなる作業・ 工法、機械・機構への変更、②加振力の基礎や地 盤への伝達を軽減する防振装置の設置、③加振力 の作用する基礎や地盤の振動を小さくする、ある いは振動の継続時間を短くする制振装置の設置、 ④加振力の作用する基礎振動を地盤や床に伝え にくくする防振対策の施工などがあります。

鍛造機、プレス、シャーリング <sup>4</sup>などの工作機 械や建設工事の杭打機などは、大きな衝撃力を発 生します。衝撃力によって部材の加工、切断や杭 を打設するため、衝撃力を小さくすることは能力 の低下になります。そこで工作機械では弾性支持 により力の地盤への伝達を小さくする方法が、杭 打ち機ではオーガ掘削5を併用する工法などが用 いられています。

供用中の道路で道路交通振動の苦情が出始め た事案では、道路そのものあるいは通過する車両 の車種構成が変わったことが要因となっている 場合があります。例えば、道路を一部掘削する上 下水やガス工事に伴う補修舗装面と既存舗装面 との打ち継ぎ部の 不陸 6(凹凸)やマンホール部分 の段差が振動の要因になります。また、近隣に開 業した大型施設へ向かうトレーラーが、抜け道と して住宅街の生活道路に大量に侵入し問題とな

った事案があります。この例では、想定交通量を 大幅に超える大型車の通過が原因で舗装面に生 じた不陸が振動の要因となりました。

道路交通振動は、路面の不陸(凸凹)の程度と通 過車両の重量、車速の影響が大きく、重量のある 大型車が速度を出して不陸のある道路を通過す ることが最も悪さをします。そこで、大型車が生 活道路へ侵入して振動問題を生じる場合、対策と して、車幅制限と錯視の利用があります。写真1 は、ポールによって侵入車両の車幅を制限してい る例です。小型トラック程の幅に制限することで、 物理的に大型車が侵入できないだけでなく、通過 する車両の車速を著しく低下させ、振動抑制にも 効果的です。写真2は路面に記したゼブラゾーン の幅を変えることで心理的に道幅が狭くなった ように錯覚させ運転手に速度低下を促すもので す。出会いがしらの事故の抑制のため、カーブ手 前から奥に行くほど道幅が狭くなっているよう に見せることで、速度を落とす効果を狙ったもの ですが、車速の低下は安全性の向上以外に振動低 減効果も期待されます。錯視による車速低減対策 には、路面の段差や障害物を模したものも実用化 されています。



写真 1 車幅制限の例



写真 2 錯視の例

<sup>4</sup> シャーリングとは、金属を切断する加工の一種。ハサミで紙を切るのと同じように、上下の刃で金属板 を挟み込むようにして切断する。シャーリング加工に使われる機械は「シャーリングマシン」や「せん 断機」と呼ばれる。

<sup>5</sup> オーガ掘削とは、電動または油圧モーターの駆動によりスパイラルスクリューを回転させ、スパイラル の押し上げにより掘削土砂を排土させて掘削する工法。

<sup>6</sup> 不陸とは、面が水平でなく、凹凸があること。読みは「ふろく」または「ふりく」。

#### (4) 伝搬経路

伝搬経路での対策は、振動源と振動の影響を受ける側の間、振動が伝搬する経路上に振動を軽減する構築物を設けることで伝搬する振動を軽減するものです。敷地境界の地中に地盤と物性の異なる材料で壁を設けたり、工場など敷地に余裕のある場合、空溝を掘ったりする例があります。空溝や地中壁は、地上の防音壁が音を遮るように、地中を伝搬する振動を軽減します。しかし、防音壁の上や横から回り込む騒音があるように、空溝や地中壁の下や横から回り込む振動があるので、空溝や地中壁から離れる程、効果は小さくなります。

ある鉄道工事で、複線化で新設される線路の盛 土擁壁工事に際して、擁壁の支持深さは表層地盤 途中までで構造上の問題は無かったものの、工事 後の鉄道振動影響を考慮して、数m延長して支持 層まで達するようにした事案があります。地中壁 の先端を支持層まで延ばすことで、擁壁地中部の 下を回り込む鉄道振動の影響軽減を図ったもの です。同じく鉄道工事で、工事中の鋼矢板によ る仮設擁壁の地上部分をコンクリート巻き立て することで、仮設擁壁の鉄道振動による動きを抑え、隣接住宅への鉄道振動の影響軽減を図った例があります。

#### (5) 受振側

図7は種々の振動源から発生する振動の主な 振動数範囲と受振側である家屋、建物、建物部位 の固有振動数範囲を示したものです。各振動源の 発生振動数範囲には、定常振動数範囲や代表的な 卓越振動の振動数を◇で示しています。振動源別 にみると、外部振動源の交通機関では道路交通振 動は3Hz 前後と 10 数 Hz に高架橋桁の固有振動 数や車両のばねに起因する卓越成分が、鉄道振動 は、8Hz~250Hz の範囲にレール凹凸や枕木間 隔などに起因するいくつかの卓越成分がみられ ます。工場、解体・建設工事では、5 Hz~63Hz の範囲に回転・往復運動する機械や衝撃力を発生 する機械に起因する卓越成分がみられます。一方、 室内振動源の歩行振動は、2Hz 前後を基本卓越 成分として、その高次成分でも卓越がみられるこ とがあります。

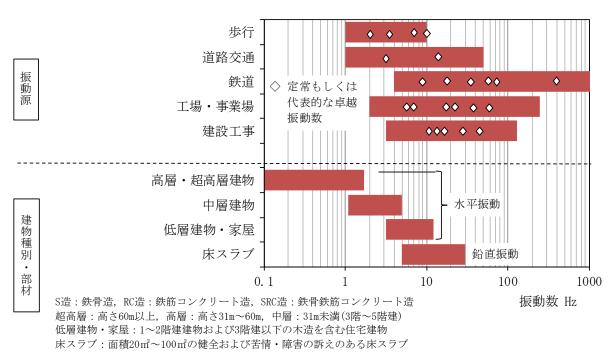


図7 種々の振動源の発生振動数と建物及び部位の固有振動数の関係

家屋や建物の水平方向の振動性状をみると、一般に高さが高いほど周期は長く、振動数は低くなります。1次固有振動数は、超高層・高層ビルでは概ね2Hz以下、中層ビルでは1~5Hz、低層・家屋では3~9Hzです。したがって、高層ビルの一部、中層ビル、低層建物の1次固有振動数は、交通振動や工場、工事振動などの発生振動数範囲に存在することになります。そのため、これらの振動の影響を受ける場合は、共振により振動振幅が増幅する可能性があります。一方、鉛直振動に対しては、歩行振動の高次成分が床スラブ<sup>7</sup>の固有振動数範囲の5~30Hzに存在するため、歩行振動も影響要因となり得ます。

図8は、ある木造3階建て住宅での共振による水平方向振動の増幅例です。この事案は、某公共工事現場に隣接する木造3階建て住宅から、振動苦情が寄せられ、家屋内での振動調査を行ったものです。図8は、工事停止時の暗振動です。建物3階の水平振動をみると5Hz弱に著しい卓越成分がみられます。この振動成分は、1階土間と比べて加速度で約30dB(1,000倍)大きくなっています。工事中の敷地境界での振動レベルは、最大

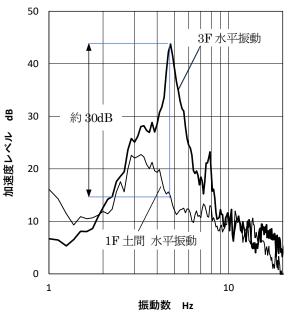


図8 木造3階建て家屋の振動増幅例

でも 60dB を下回っていましたが、建物 3 階では 水平方向の体感振動が顕著であったものです。

5 Hz 弱の振動成分が卓越するのは、当該建物の水平方向の固有振動に一致して共振しているためです。また、建物の振動に対する減衰も小さく、揺れだすとなかなか揺れが収まらず振動の体感時間が長いのも不快な要因であったと思われます。恐らく、大型車が近隣道路を通過した際にも揺れは感じられていたと思われますが、工事が始まってから顕著に感じるとのことで苦情となったものです。

調査の結果、一般的なバックホウの走行時の振 動が苦情原因であることが判明しました。超大型 重機の移動でも地面の掘削作業などでもなく、普 通のバックホウが走行するだけで振動問題とな った要因は、軟弱地盤仕様のキャタピラで角に爪 があり、キャタピラの動きに応じて爪部分が地面 を叩く振動数が、当該建物の固有振動数に近く、 建物を励振してしまったことが原因でした。また、 当該工事現場の軟弱な表層地盤中を伝搬する5 Hz 付近の振動成分があまり距離減衰しなかった こともあり、当該建物から 100m近く離れた場所 をバックホウが移動した際にも振動障害が発生 したことが判りました。そこで、敷鉄板の設置を 工夫して、キャタピラ式のバックホウからタイヤ 式のバックホウへ変更する対策が講じられまし た。元々揺れやすい構造の建物であるため、完全 に揺れは感じないとはなりませんでしたが、工法 変更などの対処後は、滞りなく工事を進めていま す。

木造3階建て住宅は、道路交通振動による水平 振動の影響を受けやすいことから、振動防止装置 の動吸振器(TMD:Tuned Mass Damper)を用意 している大手ハウスメーカもあります。TMDは、 設置する建物の固有振動数に調整(Tuned)した、

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 床スラブとは、床版のこと。一般的には鉄筋コンクリート造の建築物において、床の荷重を支える構造床 のことを指す。

ばねマス(Mass)系の制振装置(Damper)で、錘(Mass)が揺れる反力によって、設置建物自体の揺れを打ち消すものです。

#### 5 おわりに

本稿では、紙上セミナー「振動について」の第4回として、振動に係る苦情の対策、対応、対処の考え方を中心に幾つかの事例をまじえて紹介しました。振動規制法の対象である工場・事業場、建設作業、道路交通だけでなく、鉄道振動も含めた具体的な対策等や、建物自体の性能、道路整備、低振動機械など関連する情報に関しては、巻末の文献を参照してください。国土交通省、環境省や公害等調整委員会のホームページからも関連する情報(pdf)をダウンロードすることができます。

建設作業に伴う振動苦情が多いこともあり、国 土交通省 HP には「建設工事に伴う騒音振動対策 技術指針」が示されています。内容は公表から 30 年以上経過しており、新しい知見の反映が十分で はない面もあるとは思われますが、建設作業に伴 う騒音振動対策の基本的考え方が整理されてい ます。

また、環境省 HP では、「地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き」や「よくわかる建設作業振動防止の手引き」が公表されており、図表やイラストを用いて建設作業振動の発生要因や防止方法が分かりやすく解説されています。

振動苦情は感覚的・心理的な被害によるものが 多く、規制基準を満足している場合や、規制対象 ではない場合、どこまで振動を低減すればよいか は悩ましい問題です。苦情を訴えている当事者全 員が振動を感じない状態にできればよいのですが、技術、時間、費用の面で必ずしも達成できないことも多くあります。また被害対象が人ではなく、家畜や競走馬、養殖魚であったこともあります。いずれにしろ、被害を訴えてくるのは人であり、最後に対応、対処の結果を判断するのも人です。

振動問題に携わる際は、以下の点に留意する必要があります。

- ・ 振動の測定結果など具体的な数値を伴うも のは、定義を明確にしてください。
- ・ 同じ数値でも人によってとらえ方が違う事もある点を心にとめておいてください。
- ・ 振動発生源側の事業場や企業は、大手になるほど CSR(企業の社会的責任)面から、規制 法を準拠すれさえすれば良しとすることは少なくなっています。
- ・ 戸建て住宅の解体工事などでは、一日二日 で終わってしまい、現場の作業員は日本語が 通じないことも多々あります。状況把握には、 スピーディーな現場対応も必要です。
- ・ 苦情の申立者側、振動源側が双方向の話合いができるよう進行役(ファシリテーター)ができる準備をお願いします。

最後になりますが、地方公共団体の公害担当部 局において新たに振動問題を担当される職員の 方は、地域住民の生活環境保全の一翼を担われて います。難しい対応を求められることもあるかも しれませんが、職場の諸先輩方やこの分野の先達 の成果を参照して職務を遂行されることを希望 します。

#### 誌上セミナー「振動について」

#### 参考文献

- ・国土交通省:建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(昭和 51 年建設省経機発第 54 号) https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei\_constplan\_fr\_000005.html http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/H20sankou/15sankou.pdf
- ・環境省環境管理局大気生活環境室:よくわかる建設作業振動防止の手引き〜振動低減へのアプローチ〜

https://www.env.go.jp/air/sindo/const\_guide/index.html

- ・環境省水・大気環境局大気生活環境室:地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き https://www.env.go.jp/air/sindo/const\_guide/lg.html
- ・「振動に関わる苦情への対応」:編集 公害等調整委員会事務局、 https://www.soumu.go.jp/main\_content/000352508.pdf
- ・(一社) 産業環境管理協会:新・公害防止の技術と法規2023、騒音・振動編
- ・早川 清他:地盤環境振動の対策技術(森北出版、2016)
- ・日本音響学会編:音響学講座4騒音・振動(コロナ社、2020)
- ・日本道路協会:道路環境整備マニュアル(日本道路協会、1989)
- ・日本建築学会:建築物の振動に関する居住性能評価指針・同解説(日本建築学会、2004)
- · 国土交通省:低振動型建設機械指定状況 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei\_constplan\_tk\_000003.html
- ・住理工商事株式会社:交通振動対策用制振装置 https://www.corp.sumiriko.co.jp/enterprise/housing-environment/tmd/

#### 出典

・図表作成、写真撮影ともに執筆者

#### 【公害等調整委員会からのお知らせ】

公害等調整委員会(以下「公調委」という。)では、地方公共団体の公害紛争・苦情処理担当職 員の育成支援の一環として、誌上セミナー「振動について」を掲載してきました。

誌上セミナー「振動について」は、今回で終了となりますが、これまでの記事及び令和2年度「騒音・低周波音について」、令和3年度「悪臭について」の記事については、公調委ホームページ「地方公共団体の皆様へ」に掲載しています。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for local-government.html

誌上セミナーが、地方公共団体の公害紛争・苦情処理部局で新たに担当となられた職員を始め関係 者の皆様にご活用いただき、執務の一助となれば幸いです。

# 令和3年度公害苦情調査結果報告

# 公害等調整委員会事務局

## はじめに

各都道府県及び市町村(特別区を含む。)には、住民からの公害に関する苦情を処理するため、「公害苦情相談窓口」<sup>1</sup>が設置されています。

公害等調整委員会事務局では、全国の「公害苦情相談窓口」における令和3年度の公害苦情の件数 や処理状況について、令和4年12月に取りまとめ、公表しましたので、その概要を報告します。

## 1 全国の公害苦情新規受付件数

令和3年度に新規に受け付けた公害苦情の受付件数(以下「公害苦情受付件数」という。)は73,739件で、前年度に比べ7,818件の減少(対前年度比▲9.6%)となりました。

公害苦情受付件数のうち「典型7公害」は51,395件(公害苦情受付件数の69.7%)で、前年度に比べ4,728件の減少(対前年度比▲8.4%)、「典型7公害以外」は22,344件(公害苦情受付件数の30.3%)で、前年度に比べ3,090件の減少(対前年度比▲12.1%)となりました(図1)。

# 2 公害の種類別公害苦情受付件数

# (1)典型7公害の種類別公害苦情受付件数

典型7公害の公害苦情受付件数(51,395件) を典型7公害の種類別にみると、「騒音」が 18,755件(36.5%)と最も多く、次いで「大気 汚染」が14,384件(28.0%)、「悪臭」が10,387件(20.2%)、「水質汚濁」が5,353件(10.4%)、

「振動」が 2,301 件 (4.5%)、「土壌汚染」が 192 件 (0.4%)、「地盤沈下」が 23 件 (0.0%) となっており、上位 3 つの公害の合計で全体の 84.7%を占めています。(図 2)。

#### 図1 全国の公害苦情受付件数の推移

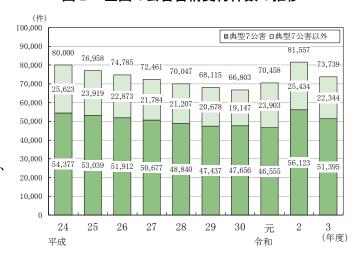
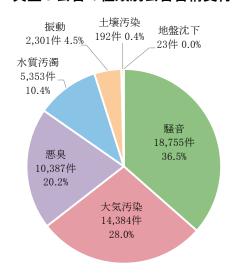


図2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数



<sup>1</sup> お近くの市町村等の公害苦情相談窓口は、公害等調整委員会のホームページに掲載していますので、 ご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/complaint/soudan\_madoguchi.html

# (2)典型7公害以外の種類別 公害苦情受付件数

典型7公害以外の公害苦情受付件数(22,344 件) のうち「廃棄物投棄」は9,867件となりま した。

「廃棄物投棄」の内訳をみると、「生活系」の 投棄が 7.774件 (廃棄物投棄の 78.8%) と最も 多くなっています(図3)。

# 3 主な発生原因別の公害苦情受付件数

公害苦情受付件数(73,739件)を主な発生原 因別にみると、「焼却(野焼き)」が 12,877 件 (17.5%) と最も多く、次いで「工事・建設作 業 | が 11,908 件 (16.1%) 、「廃棄物投棄 | が 8,632件(11.7%)、「自然系」が7,974件(10.8%) となりました(図4)。

また、公害苦情の主な発生原因について、そ の発生源をみると、「焼却(野焼き)」では「個 人 | が 9.083 件 (70.5%)、「工事・建設作業 | では「建設業」が 10,063 件 (84.5%) と、それ  $_{8 ext{ $8 ext{ $8 ext{ $85 ext{ $26 ext{ $86 ext{ $4.5\%}}}}}}$ ぞれ最も多くなっています(図5)。

#### 典型7公害以外の種類別 図 3 公害苦情受付件数

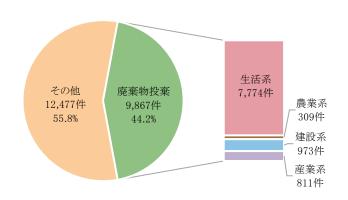


図 4 主な発生原因別公害苦情受付件数

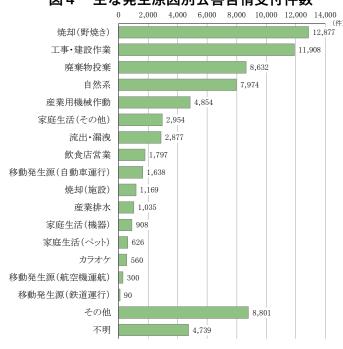
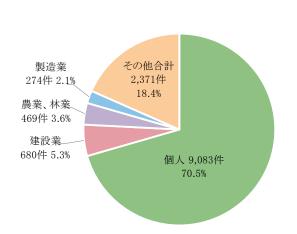


図5「焼却(野焼き)|「工事・建設産業|の主な発生源別公害苦情受付件数 【焼却(野焼き)】 【工事·建設作業】

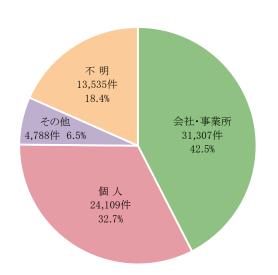




## 4 発生源別公害苦情受付件数

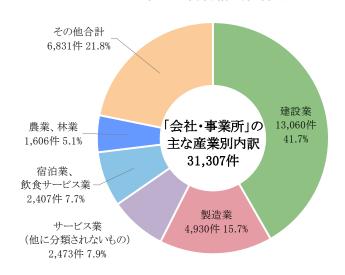
公害苦情受付件数(73,739件)を発生源別に みると、「会社・事業所」が31,307件(42.5%) と最も多く、次いで「個人」が24,109件(32.7%) となりました(図6)。

図 6 発生源別公害苦情受付件数



「会社・事業所」の内訳を主な産業別にみると、「建設業」が 13,060 件 (41.7%) と最も多く、次いで「製造業」が 4,930 件 (15.7%) となっています (図7)。

図7 「会社・事業所」の 主な産業別公害苦情受付件数



# 5 全国の公害苦情取扱件数及び処理件数

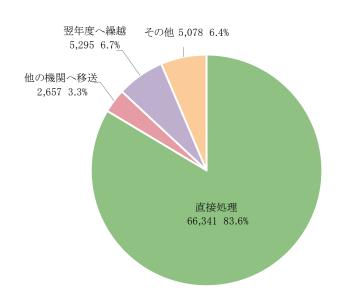
#### (1) 公害苦情取扱件数

令和3年度の公害苦情の取扱件数は79,371件で、前年度に比べ7,055件の減少(対前年度比 ▲8.2%)となりました。

#### (2) 処理件数

令和3年度内に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で、直接処理<sup>2</sup>が完了した公害苦情件数(以下「直接処理件数」という。)は66,341件(83.6%)、他の機関へ移送した件数は2,657件(3.3%)、翌年度への繰越件数は5,295件(6.7%)となりました(図8)。

図8 公害苦情の処理件数



<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じたことをいいます。

## 6 苦情申立てから処理までの期間別典型7公害の直接処理件数

典型7公害の直接処理件数(46,577件)を苦情申立てから処理までの期間別にみると、「1週間以内」が30,872件(66.3%)、「1週間超~1か月以内」が3,785件(8.1%)、「1か月超~3か月以内」が2,531件(5.4%)、「3か月超~6か月以内」が5,708件(12.3%)、「6か月超~1年以内」が2,291件(4.9%)、「1年超」が1,390

件(3.0%)となりました(図9)。

「1週間以内」の内訳を典型7公害の種類別にみると、「騒音」及び「振動」において1週間以内に直接処理した割合が他の公害と比べ低くなっており、処理までの期間に長い日数を要する傾向があります(図10)。

図9 苦情申立てから処理までの期間別 典型7公害の直接処理件数



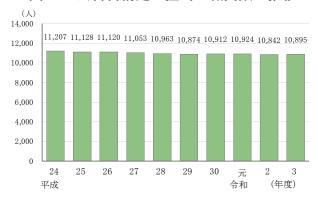
図 10 典型 7 公害の種類別 1 週間以内に処理された割合



# 7 公害苦情処理担当の職員数

令和3年度末(令和4年3月31日)現在、47都道府県及び1,741市町村(特別区を含む。)の計1,788自治体で公害苦情の処理を担当している職員の数は10,895人となっています(図11)。

図 11 公害苦情処理担当の職員数の推移



## おわりに

令和3年度公害苦情調査結果の詳細は、公害等調整委員会のホームページに掲載していますので、 ご活用ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-r3\_index.html

<本調査の問い合わせ先>

公害等調整委員会事務局総務課調査研究係

TEL: 03-3581-9956

## ネットワーク

# がんばってまーす

## 公害解決を通して「散居村」を守る



富山県砺波市市民生活課主事 \*\*\* だいすけ 沢辺 大輔

ででである。 ででである。 ででは、富山県西部砺波平野の中央に位置する人口約47,000人のまちです。チューリップ球根の生産が盛んで、出荷量は日本一を誇っています。春の大型連休中に開催される「となみチューリップフェア」は市の一大イベントで、県内外からの観光客で大きく盛り上がります。

砺波平野には家と家が 50~100m離れて点在している散村が広がっており、この景観が市の見どころの一つです。およそ 220 kmの広さに約7,000戸を超える規模であり、国内最大級といわれています。この成り立ちは、それぞれの農家が自分の周りの土地を開拓して米作りを行ってきたことに由来します。自分の家の周りに農地があることで、田植え後の朝夕の水の管理、施肥などの管理、刈り取ったあとの稲の運搬など、日常の農作業が効率よく行うことができました。



富山県指定有形文化財「入道家住宅」

また、その家の周りにある屋敷林は「カイニョ」と呼ばれ、冬の冷たい季節風や吹雪、夏の日差しなどから家や人々の暮らしを守ってきました。落ち葉や枝木などは毎日の炊事や風呂焚きの大切な燃料として使用され、樹木は家を新築する際の建材や様々な生活道具の用材として

も利用されました。このような自然と共生する 生活は SDGs の観点からみて重要ですが、電気 やガスの普及で落ち葉を燃料として利用するこ ともなくなり、落ち葉や枝の処分に困るという 声が聞かれるようになりました。

そのため、本市では野焼きが大きな課題となっています。野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されているわけですが、屋敷林を持つ市民が剪定枝や落ち葉を処分するために野焼きをしてしまうケースがたびたび見受けられます。周囲に住む市民からは、「煙で窓を開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」という声があがる一方、原因者からは「軽微な焼却だから大丈夫なのではないか」「農業を営むうえで必要最小限の焼却だ」として問題ないといった主張がなされることもあります。

こういったケースで原因者に指導を行う際、 まずはっきり野焼きは原則禁止されていること を伝え、周囲の方に迷惑がかかること、火事等 の危険があることをきちんと理解していただく ように意識しています。また、野焼きにより罰 則を受ける可能性があることも伝え、原因者に とって不利益にならないために指導している点 も伝えると理解を示してくださることが多いで す。

さらに、近年は市全体で屋敷林の保全に取り 組んでおり、野焼きの根本原因を解決する取り 組みをしていることを説明し、原因者とともに 解決方法を考える機会となるよう心がけていま す。進めている取り組みは大きく3つあり、そ

の1つ目は「落葉等専用ごみ袋」です。庭の落 ち葉や小枝等を燃えるごみとして排出しやすく するための専用ごみ袋で、利用者の負担軽減の ため、燃えるごみ専用袋より安価に販売してい ます。そして、収集したものは、将来木質バイ オマスエネルギーとして活用することを目指し、 検討しています。2つ目は、「軽四トラックやパ ッカー車による剪定枝戸別回収の実施 | です。 主に、自ら剪定枝を運搬処理できない世帯の支 援として実施しています。3つ目は、「剪定枝リ サイクル大作戦」です。市民が無料で剪定枝を 持ち込むことができるイベントで、持ち込まれ た枝はバーク堆肥にリサイクルしています。令 和 4 年 11 月に実施した際には、2 日間で延べ 2,000 台の車両が訪れ、204 t の枝が集まりまし た。



剪定枝リサイクル大作戦

また、大気汚染の面で、近年トラブルが見ら れるようになった身近なものに「薪ストーブ」 があります。薪ストーブのような木質バイオマ スストーブは、家全体を暖めることができる、 持続可能な社会に貢献できるといったメリット がある一方で、不適切な利用によって大気汚染 や近所とのトラブルにつながる事例があります。 気温が低下し暖房が必要となる12月ごろ、住宅 街の市民から薪ストーブについての相談を受け ました。近所の家に薪ストーブがあり、におい が気になるので、適切に使用しているかを確認 してほしいとのことでした。現場に向かい所有 者に話を伺ったところ、乾燥していない薪を燃 やすことがあったということが分かりました。

「今年初めてストーブを導入した。薪の管理 については理解が足りず、申し訳ない」との言 葉をいただき、相談者に伝えたところ理解を得 ることができました。今回はひとまず解決する ことができましたが、今後も同様のトラブルが 起こる可能性はあるため、引き続き注意を促し ていく必要があると思います。木質バイオマス ストーブに関しては、法的な規制や基準があま り整備されていないため、相談者と原因者の両 者から丁寧に話を聞いたうえ、一緒に物事を解 決していこうとする姿勢が特に重要だと思いま す。規制や基準といった明確なゴールが見えに くい以上、両者にとっての落としどころをどこ に設定するのか、試行錯誤を繰り返していくし かないと考えています。

大気汚染に限らず、困りごとを抱えた市民が毎 日当課にいらっしゃいます。その困りごとは多様 で解決するのは難しく見えることが多々ありま すが、何らかの方法があるはずだと信じて業務に 取り組んでいます。上司、同僚、県公害担当の職 員の方など、様々な方からアドバイスをいただき、 なんとか日々の業務に取り組んでいます。今後 も、公害苦情を解決するために市民の困りごとに 向き合う姿勢、公害苦情の根本原因を取り除く ために自治体として必要な取り組みを行う姿勢、 この両面で自分にできることから取り組んでい きたいと思っています。ともにがんばりましょう。





となみ夜高まつり

富山県指定無形民俗文化財 「出町子供歌舞伎曳山 |

## ネットワーク

# がんばってまーす

## お呼びとあらば、すぐ参ります



山口県岩国市環境部環境保全課主任

石川 真一

岩国市は人口約12万人。本州の西端、山口県は東の窓口で、古くから陸海空の交通の要衝です。面積は県全体の約14%。中国山地は寂地山などの山々を背景に、県内最長の錦川が清涼な水を分け与えてくれます。温暖な気候に恵まれ、穏やかな瀬戸内海沿岸の立地を活かし、戦後日本初の石油化学コンビナートが建設されました。

江戸時代から継承された五連の <sup>3</sup> 錦帯橋 を有し、安芸の宮島と併せて旅行客で賑わう街です。

最近は新たに、地酒に合うおつまみシリーズ「つまんでちょんまげ」を展開しているところ。 俳優岡本信人さんの CM は既にご覧いただけま したか。



岩国五蔵の地酒と お土産統一ブランド「つまんでちょんまげ」

また、岩国飛行場では、平成29年頃、神奈川県の厚木基地から空母艦載機が移駐して来ました。米軍軍属と家族合わせて1万人をこえ、その分、街が賑わうようになりました。

公害苦情は環境保全課環境対策班5人が扱い、 年間約70件になります。ただし、米軍基地によ る航空機騒音は別部署 (基地政策課) 管轄にて、 こちらの苦情も寄せられています。

他自治体の例に漏れず、野焼きの苦情が多くを 占めますが、ここでは少し毛色の違う事例を紹介 します。

都会に出ていた行為者が数十年ぶりに実家へ 戻って来ました。親は既に亡くなっていて、実家 の不用品を処分しようとします。ここで、処分方 法として安易な焼却を行い、特に古い農機具倉 庫にあった粒状の農薬を袋ごと燃やしてしまい ます。人家まばらな山間部ですので、多少の野焼 きはお互い様です。しかし、農薬を焼いては、有 毒ガスの発生まで疑われ、さすがに身体に悪そ う。隣家から警察・消防・市役所へ通報あり、現 場訪問しました。

ところが、行為者は火を付けたまま外出したらしく不在。火は消防により消されます。知り合いを通じて行為者に連絡をとり、至急の帰宅を促しますが、なかなか戻って来ません。ようやく行為者の帰宅となり、野焼き禁止を伝えます。しかし、焼き場までゴミを持ってゆくのは大変であるから、ここで燃やす事で手間が省けると考えた、などと開き直り。海外ではこんな事は無かった、日本は遅れているなど、持論を展開されます。紆余曲折の末、警察の指導の下、二度としませんとの始末書を出してもらいました。

大きな川(錦川)沿岸では畑が広く耕作されていることから、日常的に野焼きが見られ、住宅地 そばである事から苦情が絶えません。



錦帯橋(春)

相談者から野焼きの苦情がありました。畑の雑草は野焼きの例外であることを説明し、現地確認することを伝えます。現地調査。近くまで来ると、河川敷から大量の煙が上がっています。よく見ると、付近のビニールハウスが燃えるなど野焼きが燃え広がっていたため、消防へ通報。消火後、行為者から話を伺います。焼却行為を行っていた土地や周辺への不法投棄がひどく、片付けの作業を実施する中で、伐採した木や建材などを焼却していたと言います。ごみの焼却は原則禁止であること、農作業に伴う草木の焼却は禁止の例外であることを説明し、行為者は了承されました。

倉庫状の大きな建物に量販店がありました。その後、撤退し、建物内部を2つ並びに分割した物件です。呼び分けるためA店B店とします。物件の近隣住民からB店の裏手から24時間ずっとひげをそっているような音がしている、うるさくて夜も寝られないとの相談がありました。現地訪問。相談者の家の前にて問題の音を確認します。しかし、道路構造の都合により、直接近づくことができません。水路を挟んだ向かい側にA店があり、B店との間の二階あたりから聞こえている様子。A店B店それぞれ店舗表側に回り、店員に断って裏手を調査します。はしごを登り、電気設備を見て、店舗の間を飛び渡り。屋外に「火災受信機」の表記がある操作盤あり、ここから警報音が発生しています。もちろん、火災は発生していな

いので、機器の故障のようです。傍らにはガランとした空き部屋が見えます。元々量販店時代はここが事務所であったところ、分割の結果、事務所は使われなくなり、人のいない場所に装置が残され、警報がむなしく響いているもの。消防へも情報提供の上、店員に対し警報解除など対応を依頼しました。

岩国市は下水道普及率が低く、郊外はほぼ浄化槽にて家庭排水が処理されています。また、合併処理浄化槽も行き渡っていない状況です。

相談者から水路にし尿が流れているとの申し 立てあり。道路埋設管から水路に汚い水が流れ込 むのですが、相談者は近所の浄化槽汚泥が犯人と 断じて指導を求めるもの。相談者が所有する田畑 に水を引くのに、困っている様子。現地調査。水 路の汚物はし尿と言うよりもヘドロ状であり、臭 いもほとんどしません。道路埋設管の流入元は不 明ながら、近隣住宅を訪問し、浄化槽を確認しま す。しかし、特に問題は見られません。その後、 同じ相談者から何度も苦情が寄せられ、指摘のあ った浄化槽に清掃が入りますが状況に変化なし。 相談者に対し、流入元は住宅・浄化槽ではなく、 上流の水路であり、土地由来の汚物の可能性を 説明します。この辺りは山が近く、山林から来る 落ち葉などが水路にたまり、それが腐ったものの 可能性があるのです。道路埋設管の排水口に金 網を張る事で対応することとなりました。

私が配属されて数年になります。基本的な苦情対応はこなせるようになりましたが、少し込み入った話になると、恥ずかしながら同僚・上司頼りです。まだまだ勉強が足りないと痛感する日々。と同時に、職場組織や関係部署など総合力で対応してゆくことが早急な問題解決につながることも多いと考えています。

市民の「困った」を解決して笑顔へ変えてゆく ために、これからも努力していきます。

## 公害等調整委員会の動き

(令和4年10月~12月)

公害等調整委員会事務局

#### 1 審問期日の開催状況

月日	期日	開催地
10月6日	令和元年(ゲ)第2号城里町における地盤沈下による財産被	東京都
	害原因裁定嘱託事件 第1回審問期日	
11月2日	令和4年(セ)第3号自動車排出ガスによる大気汚染被害責	東京都
	任裁定申請事件 第1回審問期日	
11月8日	令和3年(ゲ)第9号川越市における室内機等からの騒音に	東京都
	よる健康被害原因裁定嘱託事件 第1回審問期日	
12月19日	令和3年(ゲ)第16号大阪市における樋交換工事に伴う粉	東京都
	じんによる財産被害原因裁定嘱託事件 第1回審問期日	

## 2 公害紛争に関する受付・終結事件 の概要

## 受付事件の概要

○ 江東区における工場からの化学物質排出に伴 う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件及 び同原因裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第7号・令和4年(ゲ)第8号)

令和4年9月29日受付

本件の責任裁定申請は、申請人宅に設置されているサッシが腐食したのは、被申請人が、申請人宅の隣に所在する印刷工場に設置した換気口から化学物質を含む空気を外部に排出・拡散させたことによるものであるとして、被申請人に対し、修繕費として損害賠償金 126 万 8300円の支払を求めるものです。また、原因裁定申請は、申請人宅に設置されているサッシに腐食

が生じたのは、被申請人が印刷工場から化学物質を排出・拡散させたことによるものである、 との原因裁定を求めるものです。

## ○ 松戸市における工場からの騒音による生活環 境被害責任裁定申請事件

(令和4年(セ)第8号)

令和 4 年 10 月 18 日受付

本件は、申請人が日常生活の会話や電話、テレビの聞き取りに不自由を感じ、不快感・イライラ等を感じる、といった生活妨害を受けているのは、被申請人が、申請人宅に隣接する生コンクリート工場で、パワーショベル、ブルドーザー等の重機と、生コンクリート運搬用のミキサー車の稼働によって騒音を発生させたことによるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金588万7364円の支払を求めるものです。

## ○ 横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等 調停申請事件

(令和4年(調)第6号)

令和 4 年 10 月 28 日受付

横浜市の住民1人から、自宅南側に新幹線を 走行させている鉄道会社を相手方(被申請人) として、公害等調整委員会に調停を求める申請 があり、これを令和 4年 10月 28日に受け付け ました。

申請の内容は以下のとおりです。

- (1)被申請人は、環境基本法等に定める適正 な新幹線騒音対策を申請人宅において速やかに 実施すること。
- (2)被申請人は、申請人に対し、令和5年1 月1日から前項の対策の実施済みまで、1日あ たり金1万円を支払うこと。

## ○ 足立区における工場からの騒音・低周波音によ る健康被害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第10号事件)

令和4年11月4日受付

本件は、申請人らに生じた抑うつ状態、睡眠 障害、胃腸障害、及び、申請人Aの体重低下等 の健康被害は、被申請人の工場から騒音・低周 波音・振動を発生・拡散させたことによるもの である、との裁定を求めるものです。

○ 神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備か らの低周波音による健康被害原因裁定申請事件 (令和4年(ゲ)第11号事件)

令和4年11月15日受付

本件は、申請人に生じた睡眠障害・圧迫感・ 頭痛・胸痛・耳の痛み・筋肉痛などの健康被害 は、被申請人が被申請人宅に設定したヒートポ ンプ設備から発生する低周波音によるものであ る、との裁定を求めるものです。

## ○ 神戸市における認定こども園からの騒音によ る健康被害責任裁定申請事件

(令和4年(セ)第9号)

令和 4 年 11 月 24 日受付

本件は、被申請人が申請人ら宅西側で運営す る認定こども園において、朝から閉園時まで、 受忍限度をはるかに超える騒音 (園庭で遊ぶ園 児の叫び声(金切り声))を恒常的に発生させ たことにより、申請人Aは資格取得のための勉 強ができないだけでなく、自律神経失調症を発 症し、不眠、動悸、倦怠感、頭痛等の症状によ り安定剤の服用を余儀なくされるなど、耐えが たい精神的苦痛を被り、また、申請人Bも、就 寝時以外の大半をリビングで過ごすため、精神 的苦痛を受けていることから、申請人らは、被 申請人に対し、騒音緩和のために自費で設置し た二重窓の工事費用及び慰謝料として、損害賠 償金合計 310 万円を支払え、との裁定を求める ものです。

## ○ 周南市における工場からの騒音による健康被 害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第12号事件)

令和4年12月9日受付

本件は、申請人に生じた精神的健康被害(床 につく恐怖等)、睡眠負債等の健康被害は被申 請人が操業する工場からの騒音によるものであ る、との原因裁定を求めるものです。

## 終結事件の概要

○ 福岡市における工場等からの騒音による健康 被害原因裁定申請事件

(令和3年(ゲ)第1号・令和4年(調)第5 号事件)

#### ① 事件の概要

令和3年1月6日、福岡県福岡市の住民2人 から、近隣の菓子製造会社を相手方(被申請人) として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに 生じた不眠症、頭位めまい症、不眠ストレス等 の健康被害は、被申請人が経営する菓子製造工 場及び倉庫の空調室外機等からの騒音によるも のである、との原因裁定を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、福岡県 公害審査会に対して原因裁定申請の受理につい て意見照会を行い、受理について特段の支障は ないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会 を設け、被申請人が経営する工場等からの騒音 と申請人らに生じた不眠症等の健康被害との因 果関係に関する専門的事項を調査するために必 要な専門委員1人を選任したほか、事務局によ る現地調査等を実施するなど、手続を進めた結 果、本件については当事者間の合意による解決 が相当であると判断し、令和4年10月27日、 公害紛争処理法第 42 条の 33 の規定により準 用する同法第42条の24第1項により職権で調 停に付し(令和4年(調)第5号事件)、裁定 委員会が自ら処理することとしました。同日、 第1回調停期日において、裁定委員会から調停 案を提示した調停案に基づき当事者双方が合意 して調停が成立し、本件申請については取り下 げられたものとみなされ、本事件は終結しまし た。

## ○ 周南市における工場からの騒音による健康被 害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第9号)

#### ① 事件の概要

令和4年10月18日、山口県周南市の住民1 人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申 請人)として原因裁定を求める申請がありまし た。

申請の内容は以下のとおりです。平成27年 10 月 28 日から申請人に生じた頭痛、吐き気、 めまい、倦怠感、睡眠不足、睡眠不足から生じ る視力低下、耳石の移動による強烈なめまい等 の健康被害の中で令和4年3月頃から南の工場 群のマスキング音がない時と低周波は被申請人 が操業する工場から発生させた騒音によるもの である、との原因裁定を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を 進めた結果、原因裁定をすることが相当でない と認められることから、令和4年11月8日、 公害紛争処理法第 42 条の 27 第 2 項で準用す る第42条の12第2項の規定により、申請を受 理しない決定をし、本事件は終結しました。

## ○ 桶川市における工場からの大気汚染による財 産被害原因裁定申請事件

(令和元年(ゲ)第1号事件)

#### ① 事件の概要

令和元年6月3日、埼玉県桶川市の住民1人 から、金属精錬会社を相手方(被申請人)とし て原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人所有 の桶川市指定天然記念物である椎樫等の枯れ、 田の生育不良等の財産被害は、被申請人が操業 する工場から亜硫酸ガス (硫黄化合物)、亜鉛 他を発生・拡散させたことによるものである、 との原因裁定を求めたものです。

その後、令和3年2月1日及び同年9月27 日、申請人により裁定を求める事項が変更され ました (天然記念物である椎樫への被害を申請 対象から外し、申請人旧宅内のシラカシ、ユズ 等への被害を対象とする、及び生育の悪い付近 の田の被害について裁定を求める時期を「5月

1日~10月末日」から「令和2年10月末日まで」とする。)。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、埼玉県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場から発生・拡散した亜硫酸ガス等と申請人が主張する植物の枯れ等の財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めましたが、令和4年11月21日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

## ○ 茨城県城里町における地盤沈下による財産被 害原因裁定嘱託事件

(令和元年(ゲ)第2号事件)

#### ① 事件の概要

令和元年9月9日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、水戸地方裁判所から、 原因裁定をすることの嘱託がありました。

嘱託事項は以下のとおりです。茨城県住民3人(原告)の所有する建物の柱、壁、基礎等に損傷が生じたのは、建築業者及び建設会社(被告)が行った土地造成工事及び擁壁工事によるものであるかについて、原因裁定を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに 裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催する とともに、被告らが行った土地造成工事や擁壁 工事と原告らの所有する土地の不同沈下や建物 の損傷被害との因果関係に関する専門的事項を 調査するために必要な専門委員1人を選任した ほか、委託調査、事務局及び専門委員による現 地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、 令和4年11月22日、被告らが行った土地造成 工事や擁壁工事と原告らの所有する建物の損傷 被害との間に因果関係を認めるとの裁定を行い、 本事件は終結しました。

### ○ 渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音 による健康被害等責任裁定申請事件

(平成31年(セ)第1号事件)

#### ① 事件の概要

平成31年1月21日、東京都渋谷区の住民1 人から、宿泊施設経営会社を相手方(被申請人) として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、 隣接する宿泊施設に設置された室外機等からの 低周波音及び同宿泊施設の催事場バルコニーか らの楽器演奏や人声等の騒音により、耳鳴り、 不眠症等の健康被害等を受けているとして、被 申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を 求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに 裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催する とともに、被申請人の経営する宿泊施設から発 生する騒音及び低周波音と申請人に生じた健康 被害等との因果関係に関する専門的事項を調査 するために必要な専門委員1人を選任したほか、 委託調査、事務局による現地調査等を実施する など、手続を進めた結果、令和4年12月5日、 本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は 終結しました。

## ○ 小平市における歯科医院からの騒音・低周波音 による健康被害責任裁定申請事件

(令和3年(セ)第8号事件、令和4年(調) 第7号事件)

#### ① 事件の概要

令和3年9月14日、東京都西東京市の住民 1人から、医療法人(歯科医院)を相手方(被 申請人)として責任裁定を求める申請がありま した。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が経営する小売店の上階にある歯科医院から発生していると思われる低周波音及び歯科医院の床を通して振動する騒音により、申請人に不眠、吐き気、耳鳴り等の健康被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金70万円の支払を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに 裁定委員会を設け、被申請人の歯科医院の床か らの騒音等と申請人に生じた不眠等の健康被害 との因果関係に関する専門的事項を調査するた めに必要な専門委員1人を選任したほか、事務 局及び専門委員による現地調査を実施するなど、 審理を進めた結果、本件については当事者間の 合意による解決が相当であると判断し、令和4 年12月6日、公害紛争処理法第42条の24第 1項により職権で調停に付し(令和4年(調) 第7号事件)、裁定委員会が自ら処理すること としました。同日、第1回調停期日において、 裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双 方が合意して調停が成立し、責任裁定申請につ いては取り下げられたものとみなされ、本事件 は終結しました。

## ○ 江東区における音響機器からの騒音・振動等に よる生活環境被害責任裁定申請事件

(令和元年(セ)第6号、令和4年(調)第8 号事件)

#### ① 事件の概要

令和元年 12 月 17 日、東京都江東区の住民 1 人から、マンションの隣人を相手方(被申請人) として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が居住しているマンションの隣人である被申請人が設置した音響機器からの騒音・振動等により、申請人は、静穏な環境が害され、睡眠が妨げられているため、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金336万1566円の支払を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに 裁定委員会を設け、被申請人が設置した音響機 器からの騒音・振動等と申請人に生じた生活環 境等の被害との因果関係に関する専門的事項を 調査するために必要な専門委員1人を選任した ほか、事務局による現地調査を実施するなど、 手続を進めた結果、本件については当事者間の 合意による解決が相当であると判断し、令和4 年 12 月 15 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第1項により職権で調停に付し(令和4年(調) 第8号事件)、裁定委員会が自ら処理すること としました。同年12月20日、第1回調停期日 において、裁定委員会が提示した調停案に基づ き当事者双方が合意して調停が成立し、責任裁 定申請については取り下げられたものとみなさ れ、本事件は終結しました。

## 都道府県公害審査会の動き (令和4年10月~12月)

公害等調整委員会事務局

## 1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
神奈川県		R4.10.7
令和4年(調)第4号事件	近隣工場からの騒音等防止請求事件	K4.10.7
大阪府		R4.11.8
令和4年(調)第8号事件	エアコン室外機騒音被害防止請求事件	π4.11. δ

## 2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
宮城県 令和3年(調) 第1号事件	宮城県 住民1人	小売業会 社	令和3年2月19日受付	令和4年10月5日 調停成立
第19事件 [倉庫からの騒音 被害防止等請求 事件]			被申請人は、本件倉庫から発生している低周波音その他の 騒音、ユニットクーラーのモーターその他の振動を可能な 限り低減するために必要な万全の措置を講じること。	調停委員会は、8回 の調停期日の開催等 手続を進めた結果、 調停委員会の提示し た調停案を当事者双 方が受諾し、本件は 終結した。
埼玉県 令和4年(調) 第1号事件	埼玉県 住民1人	建設会社	令和4年8月3日受付	令和4年11月29日 調停成立
[建築工事による 騒音被害防止等 請求事件]			(1)被申請人は、建築工事の騒音及び振動についるという。 (2)被申請人は、土日祝の建築工事に対して、原則的とという。 (2)被申請人は、上日祝の建築工事に対して、原間をという。 (3)被申請人は、土日祝の建築は、土日祝のはない。 (3)被申請人は、事・通知はない。 (4)被申請人は、事の方領にない。 (4)被申請人は、対応をして横柄、感情的な対応をして、対応をは、対応をして、対応をして、対応をして、対応をして、対応をして、対応をして、対応をして、対応をして、対応をして、対応をして、対応をして、対応をして、対応が、対応をして、対応が、対応をして、対応が、対応をして、対応が、対応をして、対応が、対応をして、対応が、対応をして、対応が、対応を対応が、対応が、対応が、対応が、対応が、対応が、対応が、対応が、対応が、対応が、	調停委員会は、2回 の調停期日の開催等 手続を進めた結果、 調停委員会の提示し た調停案を当事者以 方が受諾し、本件は 終結した。

事件の表示	申請人	被申請人		   終結の概要
事件の衣小	中前八	7次中 前八	.,,, , ,, ,	
			てはならない。 (5)被申請人は、常に周辺への 配慮を欠かさず、自発的に誠 意ある改善対策を継続しなけ ればならない。	
静岡県 令和3年(調) 第1号事件 「洗車場からの	静岡県住民1人	石油製品 販売会社	令和3年4月1日受付 (1)被申請人は、大型掃除機の 撤去・移動若しくは防音対策 (敷地境界線で50dB以下)を	令和4年10月11日 調停打切り 調停委員会は、5回 の調停期日の開催等
騒音被害防止請求事件]			実施する。 (2) 大変 (2) 大変 (2) 大変 (3) 大変 (3) 大変 (5) 大変 (5) 大変 (5) 大変 (5) 大変 (6) に近施する (7) 備を (7) 備を (7) 備を (7) 備を (7) 備を (7) である (8) である (8) である (8) である (9) である (9	手続を進めたが、合意が成立する見し、調停を打切り、本件は終結した。
愛知県 令和4年(調) 第1号事件	愛知県 住民1人	送配電事 業会社	令和4年7月28日受付	令和4年12月7日 調停打切り
[鉄塔建替工事に よる振動被害防 止請求事件]	To all see		被申請人会社は、申請人の建物等に生じた被害損害工事金額、諸費用、慰謝料及び今後の追加被害金額等、計4,056,800円を支払うこと。	調停委員会は、1回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打切り、本件は 終結した。
大阪府 令和4年(調) 第3号事件	奈良県 住民1人	大阪府 上下水道 事業管理	令和4年6月6日受付	令和4年12月28日 調停取下げ
[解体工事等振動 被害防止請求事 件]		者	(1)申請人が所有する賃貸共同 住宅を対象に被申請人が行っ た特定建設作業に関する振動 について再調査するように求 める。	申請人は都合により 調停申請を取り下げ たため、本件は終結した。
			(2)同賃貸共同住宅の中央広場に生じたコンクリートのクラ	

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			ック及びコンクリート擁壁の 傾斜などの損傷につき、その 補修工事をするよう求める。 (3)同賃貸共同住宅の中央広場 に生じたコンクリートのクラ ック及びブロック塀の傾斜な どの損傷につき、その補修に 係る費用金2,442万円の支払 いを求める。	
和歌山県 令和4年(調) 第1号事件 [クリーニングエ 場からの悪臭被 害防止請求事件] 福岡県	和歌山県住民1人	和住 の か は の の の の の の の の の の の の の	令和4年1月13日受付 (1)被申請人らは、テトラクロロエチレンやその蒸気を工場外に排出させないように相当な設備を設置すること。(2)被申請人らは、作業環境測定記録及びその評価記録並びに作業記録を全て開示すること。(3)被申請人らは、申請人に対し、連帯して金500万円を支払うこと。	令和4年11月14日 調停成立 調停委員会は、4回 の調停期日の開催等 手続を進めた結果、 調停委員会の提示し た調停案を当事者以 たが受諾し、本件は 終結した。
帝和2年(調) 第2号事件 [菓子工場から の騒音防止 請求事件]	住民 2 人	菓子工場	被申請人は、 (本) と (本) と (本) と (本) と (本) と (本) に (本) に (も) に	調停取下げ 申請人は都合により 調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
熊本県 令和3年(調) 第1号事件	熊本県 住民1人	熊本県 住民1人 農業協同 組合	帝和3年4月7日受付 (1)被申請人Aは、自身が管理	令和4年10月27日 調停打切り 調停委員会は、3回

#### 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
[農業用ビニー ルハウスからの 騒音被害防止請 求事件]			する農業用ビニールバタの部分に対する制力では、 対して、大学のでは、 対して、大学のでは、 対して、大学のでは、 は、ないよう、 は、ないよう、 は、ないようによった。 は、ないようによった。 は、ないようによった。 は、ないようによった。 は、ないようによった。 は、ないようによった。 は、ないようによった。 は、ないようによった。 は、ないようによった。 は、ないようによった。 は、ないようによった。 は、ないようによった。 は、ないようによった。 は、ないようによった。 は、ないようによった。 は、ないようによった。 は、ないようによった。 は、ないようによった。	の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和4年10月1日から令和4年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告 があったものを掲載しています。



第112号 令和5年2月

編集 総務省公害等調整委員会事務局 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当

Tel: 03-3581-9601 (内線 2315)

03-3503-8591(直

Fax: 03-3581-9488

E-mail: kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であ ることをお断りしておきます。

# 近隣騒音や建築工事による騒音・振動に 伴う被害なども 公害紛争処理の対象になります 紛争を解決するには、まずは相談を



## 公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル TEL 03-3581-9959

月~金曜日 10:00~12:00、13:00~17:00(祝休日及び12月29日~1月3日は除く。) FAX. 03-3581-9488 e-mail. kouchoi@soumu.go.jp

詳しくはこちらへ

公害等調整委員会

検索

URL. https://www.soumu.go.jp/kouchoi/





